

# 別海町議会会議録

第3号(令和2年3月9日)

## ○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 3番 田村秀男 議員
- ② 13番 中村忠士 議員
- ③ 2番 横田保江 議員
- ④ 9番 今西和雄 議員
- ⑤ 7番 木嶋悦寛 議員
- ⑥ 5番 外山浩司 議員

## ○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 3番 田村秀男 議員
- ② 13番 中村忠士 議員
- ③ 2番 横田保江 議員
- ④ 9番 今西和雄 議員
- ⑤ 7番 木嶋悦寛 議員
- ⑥ 5番 外山浩司 議員

## ○出席議員(16名)

1番 宮越正人	2番 横田保江
3番 田村秀男	4番 小椋哲也
5番 外山浩司	6番 大内省吾
7番 木嶋悦寛	8番 松壽孝雄
9番 今西和雄	10番 小林敏之
11番 瀧川榮子	12番 松原政勝
13番 中村忠士	14番 佐藤初雄
副議長 15番 戸田憲悦	議長 16番 西原浩

## ○欠席議員(0名)

## ○出席説明員

町長 曾根興三 副町長 佐藤次春

教 育 長 登 藤 和 哉  
 福 祉 部 長 今 野 健 一  
 建 設 水 道 部 長 山 岸 英 一  
 病 院 事 務 長 大 槻 祐 二  
 監 査 委 員 事 務 局 長 小 林 由 治  
 産 業 振 興 部 次 長 小 湊 昌 博  
 教 育 部 次 長 石 川 誠  
 財 政 課 長 寺 尾 真 太 郎  
 防 災 交 通 課 長 麻 郷 地 聡  
 尾 岱 沼 支 所 長 他 福 原 義 人  
 介 護 支 援 課 長 千 葉 宏  
 老 人 保 健 施 設 事 務 長 竹 中 利 哉  
 商 工 観 光 課 長 伊 藤 輝 幸  
 上 下 水 道 課 長 外 石 昭 博  
 指 導 参 事 根 本 涉  
 生 涯 学 習 課 長 他 石 川 誠  
 図 書 館 長 他 新 堀 光 行

総 務 部 長 浦 山 吉 人  
 産 業 振 興 部 長 門 脇 芳 則  
 教 育 部 長 山 田 一 志  
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 公 一  
 福 祉 部 次 長 青 柳 茂  
 建 設 水 道 部 次 長 伊 藤 一 成  
 総 合 政 策 課 長 三 戸 俊 人  
 税 務 課 長 宮 本 栄 一  
 西 春 別 支 所 長 他 田 村 康 行  
 福 祉 課 長 干 場 み ゆ き  
 町 民 課 長 青 柳 茂  
 水 産 み ど り 課 長 小 湊 昌 博  
 管 理 課 長 川 畑 智 明  
 病 院 事 務 課 長 小 川 信 明  
 学 務 課 長 他 入 倉 伸 顕  
 中 央 公 民 館 長 内 山 宏

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実 主 幹 松 本 博 史

○会議録署名議員

7 番 木 嶋 悦 寛 8 番 松 壽 孝 雄  
 9 番 今 西 和 雄

---

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。  
ただいまから第5日目の会議を開きます。  
ただいま出席している議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。  
7番木嶋議員。  
○7番（木嶋悦寛君） はい。  
○議長（西原 浩君） 8番松壽議員。  
○8番（松壽孝雄君） はい。  
○議長（西原 浩君） 9番今西議員。  
○9番（今西和雄君） はい。  
○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

---

◎日程第2 一般質問

- 議長（西原 浩君） 日程第2 一般質問を行います。  
発言に入る前に申し上げます。  
質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。  
質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
初めに、3番田村秀男議員、質問者席にお着き願います。  
○3番（田村秀男君） はい。  
○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。  
○3番（田村秀男君） はい、議長。  
○議長（西原 浩君） 3番田村議員。  
○3番（田村秀男君） それでは、通告に従い一般質問を行います。  
人口減少や高齢化時代の持続可能なまちづくりについて質問いたします。  
質問の相手方は、町長、教育長です。  
町民の声や執行機関の事務事業を分析し、行政との政策論議を経て、課題解決を目指していくことは、議員の大切な使命の一つです。  
令和元年に私が一般質問した事項は、全て人口減少や高齢化時代のまちづくりの対策を基本としています。その質問の中で、検討します、調査します、見直しますなどの答弁について、質問者はその公式見解が形骸化しないよう、より深く確認することが責務です。また、答弁者は自分の発言に責任を持ち、しっかり答弁することで町民への説明責任を果たすものです。  
以上のことから、令和元年に私が一般質問した事項の中で追跡を必要とする取組状況に

ついて、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ、どのようにしたのかを示していただくことで、令和元年に行った一般質問の総括とします。

以下の5点にわたり、追跡質問します。

1点目でございます。

令和元年6月に行った私の一般質問の中で、「総合計画は議会の議決も考え、人口目標値は想定を上回る推計値なので見直しを検討する」と答弁されています。議決の考え方と人口目標値の見直しについて伺います。また、別海町自治基本条例第35条の逐条解説の解釈についても併せて伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

これまでの総合計画につきましては、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、基本部分である基本構想について、議会の議決を経て定めることが義務づけされていたところでございます。

平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が交付をされ、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を諮るかどうかは、町の独自の判断に委ねられているところでございます。

現状、町といたしましては、総合計画基本構想の策定について、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事件に係る条例を整備し、議決要件とする予定はありませんが、総合計画は、別海町自治基本条例の定めのとおり、町の根幹をなす最上位の計画であることから、今後予定をされる見直し等の際には、これまで同様、議会に対し進捗状況などについて、十分な説明をさせていただきながら、総合計画の進行管理を行っていきたいと考えております。

別海町自治基本条例については、平成23年3月に条例を制定し、第35条の逐条解説では、「計画的な行財政運営を行うため、議会の議決を得て総合計画に基づいて、政策を執行する」と解説をしております。条例を制定した当時、基本構想に対する地方自治法による法的な拘束力があり、解説にもその旨が記載されているものです。

人口目標値の見直しにつきましては、現在策定作業を行っている第2期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、新たに示された人口推計に基づき、将来人口の推計を行っています。

また、第7次別海町総合計画期間における将来人口の目標は別海町人口ビジョンから引用しているものですが、今回、新たな将来人口の推計を行うことから、総合計画につきましても、将来人口の目標の見直しを行いたいと考えております。以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ちょっと最初に確認します。

別海町の自治基本条例は、本町の最高規範として、見直しについては自治推進委員会を設置し、町民主体のまちづくりを進めていくことが目的で、議会及び行政はこの条例に定める事項を尊重するというところでよろしいですね。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

ただいま議員がおしゃられたとおりだと認識しております。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい、わかりました。

それではちょっと議決の考え方について確認しますが、総合計画は別海町の最上位の計画として位置づけられているけれども、議決要件とする考えはないということで確認してよろしいですか。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

それでは私のほうからお答えいたします。

この機会ですので、私も6月の田村議員の一般質問に対して答弁しておりますので、自分の発言に責任を持ってしっかりと答弁したいと思います。

まず、6月の田村議員の一般質問の内容を確認させていただきますと「議決機関である議会が議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に明示するためにも、根拠規定の整備が望まれております。これらを踏まえた上での見解を伺います。」という質問に対して、私は「議会の議決事件に係る条例を整備して、議決要件とする予定はありませんが、議会の皆さんの考え方をあわせて、そこら辺は今後検討していく必要があるというふうに考えております。」と答弁いたしました。

したがって、議会の議決も考えるという意味にもとられて結構だと思いますけれども、その時の答弁と今総務部長が答弁した内容についてもですね、何ら変わっていないというふうに思います。もう一度申し上げますと、議会としての考え方を確認しながら、検討していく必要があるというふうに考えます。どうぞ、誤解を恐れず申し上げますと、議会の中で十分議決すべき事件は何なのかも含めてですね、議論を深めていただければというふうに思います。

地方自治法第96条の第2項第1項の中では、普通地方公共団体の議会は、次に挙げる事件を議決しなければならないというふうに定めて、具体的に第1号から第15号を列記しております。

第2項では、「前項に定めるもの除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。」というふうになっております。現在のところ、本町におきましては第2項を適用した条例の定めはないということでもあります。

ただ、名誉町民の称号を贈るということにつきましては、そちらの条例の中で、議会の議決を要するというふうに定めている事項もあります。

ちょっと長くなりましたけれども、いずれにしましても、議会の議決すべき事件というのは何が必要なのかというのは、議会の考え方を十分確認しながら、町としても判断してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。

それでは伺いますが、自治基本条例の第27条では、「議会は別海町の条例、予算、決算、財産及び政策執行にかかわる意思決定を行います。」と規定されていますね。

これ議会の権利です。また、第35条第2項では、行政の行う政策は、法令の規定だとか緊急時以外は総合計画に基づいて実施しますというふうに規定しています。

このことから、明らかに総合計画は基本構想も含めてですけれども、総合計画は議決要件と解釈できます。

町長の見解を伺います。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

ただいま、私が地方自治法第96条について少し説明したとおりですので、自治基本条例にあります第28条の議会の責務、ここに記載のとおりだと思います。

ただ、これは議決をするのかしないのかということ述べているわけではないと。議決要件であるというのは、あくまでも地方自治法にうたわれている。そして、議会に対して行政側が議決あるいは同意を求めるといふのは、全て法令の根拠に基づいて提案をさせていただいている。ですから、自治基本条例の第35条の総合計画のところで、今田村議員が言われたような文言があるからといって、それをイコール議決しなければならないということには何らならないというふうに考えます。以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。

ちょっと平行線になりますので、まず逐条解説のことについてちょっと再質問しますが、これも、これ解説を変えたということですね、今の答弁では。

解説を変えたのであれば、ホームページで公表している解説も変えるべきですけれども、9年たっても同じ解説ですよ。これについては、いかがお考えでしょうか。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

逐条解説のことにつきましては、先ほど総務部長が申し上げたとおりですね、自治基本条例の制定時期と、その後に地方自治法の一部改正があったということですね、逐条解説のほうは法令の改正に追いついていないということは事実のとおりであります。

それで逐条解説につきましては、根拠となる地方自治法が改正されたわけですから、本来であれば解説を変更すべきであったというふうに考えておりますので、少し対応が遅れましたけれども、このことにつきましては自治推進委員会のほうにもですね、説明をしながら、逐条解説の変更をしてまいりたいというふうに思います。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） じゃあ、ちょっと見直しの方法について再質問します。

総合計画の人口目標値の見直しの方法でございますけれども、基本的な計画の策定または見直しをするときは、町民の参加を図ることになっておりますね。これは審議会だとか、それからパブリックコメントとか、そういうことですね。

それで、今回、見直しをするというふうに答えていますけれども、総合計画の見直しをしたのか、別海町の人口ビジョンの見直しをしたのか、それとも第2期の別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、新たに将来人口の推計のみを行ったのか、このうち3点

のうち何を見直したのかをちょっと伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 先ほども少し申し上げさせていただきましたけれども、総合計画においては、人口ビジョンで目標値として定めていた人口推計、そして将来人口の目標を総合計画に書かれているところでございます。

今回、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口の減少が第1期のまち・ひと・しごと創生時に同時に策定をしました人口ビジョンで示したものよりも乖離があるということで、そのことについては、これまでも申し上げておりましたとおり、総合計画の中ではそれを引用しておりますので、その部分について、推計に基づいて改めようというふうに考えているところでございます。

ただ、この部分につきましては、総合計画の基本構想であるとか、あるいは基本計画であるとかといったものを、総合計画の中でうたう前段となる総合計画の序章、序論の中で、人口の部分には示しているものでございます。

人口の減り方に乖離はございますけれども、いずれにしましても、将来人口が減少していくということを前提に総合計画については策定しておりますので、その方向性に大きな隔たりはないということで、その中で基本構想、基本計画の策定の見直しでは現時点については至らないということで、数値の部分をはかの計画との兼ね合わせも考えながら進めてまいりたいと考えております。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） それでは、2点目行きます。

第2期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、将来人口の目標値を大きく下方修正しています。総合計画はスタートして1年もたない時点で、修正値にあわせて見直しを余儀なくされますが、このことについての見解を伺います。また、見直しには、文言の整理、重要業績評価指標KPIなどの作業が想定されますが、タイムスケジュールについてもあわせて伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えさせていただきます。

一部重複いたしますけれども、第7次別海町総合計画期間における、将来人口の目標は、別海町人口ビジョンから引用したものでございます。

第7次総合計画策定作業は、平成29年度からスタートいたしましたので、別海町人口ビジョンを平成28年3月に策定し、まだ間もなかったということから、新たに将来人口の目標の見直しは行わなかったところです。

先ほども答弁させていただきましたけれども、今回、新たな将来人口の推計を行うことから、総合計画についても将来人口の目標の見直しを行いたいと考えております。

また、重要業績評価指数となるKPIにつきまして、現在のところ、第7次総合計画の終了年度である令和10年度の目標について大きく変わるものではないことを、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI設定の際に、直近の実績を基に再度見直しをし、確認をしているところでございます。

目標人口につきましては、早急に改定をする予定ですが、基本計画におけるKP

I等につきましては、中間年である令和5年度までに適宜検証を行いながら見直しを行っていきたいというふうに考えております。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 再確認しますが、総合計画は最上位の計画として位置づけられているが、1年もたたないうちに見直すことに対して、原因の検証も含めて見解を伺いますけれども、これはもうはっきり、原因は平成28年3月に策定した別海町人口ビジョンを見直すことなく、第7次の別海町総合計画に将来人口の目標値を引用したことが原因ではないですか。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 先ほども申し上げましたけれども、議員おっしゃるとおりですけれども、総合計画策定の際には、人口ビジョンを策定して、まだ1年という期間であったので、策定作業に入ったときはですね。ですから、数字を引用させていただいたというものでございます。

数字の部分については、いずれにしてもどこかの時点でどこかの数値というものを押さえて使うということになるかと思えますけれども、それがどの時点で見直すのが適正なのかということについては、いろいろ見解も分かれるところかと思えますけれども、そのような形でさせていただいたということで、原因は議員のおっしゃるとおりだと思います。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ちょっと危機感を感じないというか、そういう気がしますけれども、昨年の4月に策定した第7次総合計画の将来人口と、今回まだ原案の段階ですけれども、第2期の総合戦略で見直した将来人口の推計値は、これだけ違うんですよ。

2020年で1,008人、2025年で1,474人、2030年では1,905人、2040年で2,385人、最終の2060年で3,000人以上、下方修正しています。

この下方修正した推計値を今後の別海町の人口ビジョンとして、それこそ今後の政策を展開していくということで確認していいですか。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

直近の推計値がそのようになりますので、それを基に施策展開していくということでもよろしいかと思えます。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） この将来の推計人口の見直しによりまして総合計画を見直すとすると、別海町の各種個別計画、例に出しますと、例えば子ども・子育て支援事業計画、これは、この間パブリックコメント終わったばかりですけども、あとは公共施設等総合管理計画、水道ビジョン、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、別海町住生活基本計画、一般廃棄物の処理計画、それから2期の保健事業実施計画、社会教育中期振興計画、特環下水の基本計画、これらに相当な影響を及ぼすと思えますけれども、このたくさんの個別計画をどのように見直しを進めていくお考えでしょうか。全ての計画は、サービスの客体



正しいものにするには、正しくするための当然調査も必要ですし、平成28年に人口ビジョンができて、29年からスタートするとしたその作業の段階では、同じような数値、多少新しい数値はあったかもしれませんが、公表されている数値とか、いろんなものを使いながら人口ビジョンをつくっていくという中ではですね、7次の総合計画の中に、それを引用せざるを得ないという判断をしたということですから、御理解をいただければというふうに思います。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） よくわかりました。

ただ、下水道の基本計画を見たら、処理区域の人口、令和10年まで520人減らして、そして行政人口30人に増やしているんですよ。これはちょっと誰が考えても、古い人口ビジョンを使ったとはいえ、やはりなかなか理解できない現象なのかなというふうに思っています。

3点目行きます。

令和元年9月に行った私の一般質問の中で、高齢者の人材活用については、シルバー人材登録制度を導入し、調査を進めると町長が答弁されています。調査結果を伺います。

また、雇用の場は新設より、現在あるものに少しでも参加できる体制、啓蒙を第一優先すると答弁していますが、体制づくりの啓蒙について、どのように進めたのかを伺います。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） 私のほうからお答えいたします。

シルバー人材登録制度の導入及び雇用の場に関する体制づくりを進めるに当たっては、高齢者の就労や社会参加についての意識調査が必要と考えています。

令和2年度に計画期間が満了となる、高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の更新に向け、実施を予定している高齢者に関する町民アンケート調査において、それらに関する調査を項目に加えることを検討しております。

地域を支える人材を確保する上で高齢者の力は大変重要であり、豊富な経験等を発揮することができる活躍の場を提供していくことが必要と考えており、町内の関係機関と連携を図りながら、高齢者の誰もが参加しやすい体制づくりと取り組みに対する理解、促進に努めていきたいと考えております。以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 高齢者を含めた人材活用による雇用の場の創出については、私は政策提言した付加価値を高めることによる新しい雇用の場を創出する考えはないということで確認してよろしいですね。

第2期の総合戦略に寄せられた意見の中で、パブリックコメント中で魅力的な雇用拡大施策を盛り込むことはできないでしょうかという意見がありました。

第2期の総合戦略の原案の説明の中では、シルバー人材登録制など、社会参加するための環境づくりや就業機会の支援体制の検討を進めますというふうに、かなりトーンダウンしています。

新設でも既設でも、やはり雇用の場の創設は急務です。スピード感のある対応するべきと思うが、いかがお考えでしょうか。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 田村議員の御質問でございますけれども、私が前の議会で御説明申し上げましたように、高齢者の雇用の場を増やしていくということは大変重要なことだということは認識しております。

ただ、新たな組織をつくらなきゃできないのかというのもまた一つであって、既存のいろいろな、具体的な名前を挙げればHGCとか季節労とか組織があります。今ある組織の中で、もっともっと今のその組織も人が足りなくて、いやもっと参加してほしいというような意見も聞いております。

そういった意味で、私が前回答弁しましたように、既存の組織の中で、こういう組織があって働く場所があるんだよというようなことを啓蒙していくことも大事なことだということの意味で答弁をいたしました。

まず、既存の組織を活用していけるかどうか、そこに取り組み、それで足りないようであれば、また新たな組織を考えていったほうがいいということも取り組んでいかなきゃならないことだと思っておりますので、新たな組織をまるっきり考えてないと先ほど言われましたけれども、そうは思っておりませんので、それも方法の一つですし、まずやらなきゃならないのは、既存の組織をしっかり運営していけるような労働力の確保、高齢者の雇用ということを、よりたくさん取り組んでいくことが大事なことだと、そういうふうに思っておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） そうです。

ですから、そのことを啓蒙も含めて導入して進めるという答弁があったので、どのようにしたのかと私は聞いているだけであって、その回答がこの回答を見ても、回答になっていないと、そういうふうに思います。

4点目に入ります。

2025年問題に向けて、高齢者対策と人口減少対策などをリンクさせた第2期の総合戦略では、縦割り行政のないように、役場全体で一体となって取り組んでいきたいと力強く答弁されておりました。

今回策定の原案の段階ではありましようけれども、第2期の総合戦略の中で、役場全体で一体として取り組んだ最重点施策について、考えている事務事業は何かを伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 第2期総合戦略に記載をしている各施策につきましては、第7次総合計画とも連動いたしますけれども、どの施策につきましても、各施策の大綱や基本目標を達成するために必要な事業だと考えていますので、どれか一つをとって重点施策というような考え方を持っているものではございません。

第2期総合戦略は、人口減少の克服、地方創生を目的としているほか、町長公約にもありますように子育て世代の応援であったり、老後の安心の提供であったり、経済の成長を図るという施策につきましては、重点的に取り組む問題だというふうな施策だと考えております。

また、第2期総合戦略の策定に当たりましては、全庁的に各課題について、問題意識を

共有しながら策定作業を進めてまいりました。

各事務事業を進める際には、全庁的に共有したこのような課題の克服に取り組みながら、進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） じゃあ確認しますけども、第2期の総合戦略では、全てが重点的な取り組みとなるもので、別海町の最重点施策は構築されていないといえますか、優先順位がないということで確認していいですね。

これでは、やっぱり第2期総合戦略は第7次実施計画の再掲であり、人口に特化した横断的な新しい戦術が見えてきません。40年後の目標人口推計を3,000人以上下方修正しただけです。

これも第2期の総合戦略に寄せられた意見のパブリックコメントの中で、未来に向けた具体的な取り組みの記載を望みます。第1期のPDCAサイクルにより策定されていることが、残念ながら読み解けませんという意見があります。

私も、第2期の総合戦略には果敢に攻める戦略、戦術を期待していました。残念です。はい。5点目に移ります。

令和元年12月に行った私の一般質問の中で、郷土愛教育、ふるさとを愛する活動者へのサポート、ふるさとをつくる人材育成にかかわり、町内の郷土芸能の団体をまとめた刊行物の作成については、別海町文化連盟を中心として、各団体と協議しながら検討したい。郷土の歴史、文化、自然に関わる刊行物の作成を積極的に行うために、調査研究活動を充実させ、ふるさとを愛する活動者などへのサポートを進めていきますと答弁されています。

この検討結果と、どのようなサポートを進められたかを伺います。

また、教育に関する事務の点検及び評価報告の郷土学習推進にかかわる刊行物の作成事業は、実施計画はあるものの平成29年度から一度も策定作成されていません。

しかしながら、内部評価では事業を実施し、ある程度の実績を上げ、ある程度の効果があったという評価内容です。

このことについての見解を伺います。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

この御質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

ただいま3点の御質問をいただきましたので、まず1点目の町内の郷土芸能の団体をまとめた刊行物の作成についてお答えをいたします。

前回、御質問をいただいた後、各関係機関と協議した結果、現在のところは郷土芸能に特化した刊行物の作成については実施しないということを確認しております。

ただし、12月の定例会の答弁と重複をいたしますが、昨年度、町文化連盟の50周年記念にあわせて、30年誌、40年誌に続いて、50周年記念誌を発行しているほか、今後も機関誌「ともしび」の中で、他団体とあわせて、郷土芸能団体の紹介を継続していく予定であります。

また、不定期ではありますが、公民館だよりの中でも、活動している団体やサークルについて紹介コーナーを設け、さらに広く町民へ周知していきたいというふうに考えております。

続いて、2点目の郷土の歴史文化自然にかかわる刊行物の作成を積極的に行うためのふるさとを愛する活動者などへのサポートについてですが、郷土資料館では、別海町の歴史自然について、町内小・中学校や各種団体、または個人からの電話や来館での問い合わせに対応しております。

過去3年の実績としましては、平成28年度が32件、平成29年度が8件、平成30年度は34件の問い合わせがあり、口頭での返答であったり、詳細な資料提供も行ってきたほか、必要に応じて出前講座なども実施しているところです。

また、今年度は、別海町拓殖産婆研究会が、平成29年度にまとめました「別海町お産の歴史」の調査を基に、本年2月に町図書館を会場に特別展や講座を開催いたしました。

開催に当たっては、郷土資料館職員が一般展示用の大パネルの作成、これを担いまして、見学者や参加者からも大きな反響があったところです。

続いて、3点目の教育に関する事務の点検評価報告における郷土学習推進に係る刊行物の作成に対しての評価の妥当性についてですが、確かに平成29年度から一度も実績として残る刊行物は作成しておりませんが、作成のための調査研究は継続しているとの自己評価を別海町社会教育委員の会議及び外部に委嘱している2名の評価委員による点検評価委員会で審査され承認を受けているところです。

さらに、点検評価委員会の審査では、広報活動の実績の中で平成11年7月から毎月1回、刊行をしております別海町郷土資料館だよりを当館のほか、役場ロビーや東・西公民館で配布するとともに、ホームページでも紹介している点も評価を受けているところがあります。以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 最初にちょっと確認しますが、刊行物の作成事業の内容確認をします。

郷土芸能を保存する団体、それからふるさとを愛する活動者、それから別海町のお宝と知名度アップさせた方々のその情報は、別海町を知る上で郷土学習推進にかかわる刊行物の策定事業に該当すると思いますけれども、これはいかがですか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

ただいまの御質問ですけれども、議員おっしゃるとおり該当するというふうに理解しております。以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。

それでは、郷土学習推進にかかわる刊行物の作成は、第3次、第4次の別海町社会教育中期振興計画、この実施計画にちゃんと掲載されていますよね。それなのに、平成29年から実施されていません、しかし、内部評価では実施しているという評価です。

なぜ作成しないのか。じゃあ、令和元年度の郷土学習推進にかかわる刊行物の成果品について伺います。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

ただいま、令和元年度の郷土資料館でつくっている刊行誌ということでよろしかったでしょうかね。

まず、令和元年度の実績といたしまして、附属施設、加賀家文書館展示解説シートとして、「幻の町キラク」、それから「北海道の名付け親・松浦武四郎と加賀伝蔵」、それから「西別献上」、それから「ヲ子コイチャシとチフルチャシの物語」、この4種類を作成し配布をしております。

また、別海町郷土資料館だよりでは、ナンバー237から248を刊行して、当館、先ほども申し上げましたけども、役場、西・東公民館で配布を行っているほか、郷土資料館のホームページでも掲載をしているところでもあります。以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 令和元年度はたくさんつくっているんですね。実施計画見たら1件ですよ、行事の計画も。まあ、わかりました。

次に、評価点検についてですけれども、教育に関する事務事業の点検及び評価報告における内部評価ということで、これ議員にも全部配られていますけども、公表もされていますけれども、この中で例えばハードとソフトということで評価基準が決まっています。それで、AからEの5段階の評価基準ということで決めています。実施しなくともCという評価をつけているんです。これは50点で。これは、何か準備をしていれば、評価委員会の中でつくらなくても50点ぐらいあげてもいいなということで、やっておられているのか。ちょっと確認しますけれども。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 今の評価に関しまして、具体的なことをおっしゃられておりましたので、若干皆さんにわかりやすい説明をさせていただきますけれども、その評価基準ですけれども、まずソフト事業、これ対人の事業ということで、おっしゃられたとおりAは事業を完全に実施し目標達成したということ、Bは事業を実施し十分な実績を上げ、目標をおおむね達成したと、Cについては事業を実施し、ある程度の実績を上げ、ある程度の効果があった、Dは事業に着手はしたが、あまり実績が上がらず効果も薄かった、Eは目標達成のための事業を全く実施しなかったというような評価の内容になっております。

今回ですね、先ほども説明を申し上げましたとおり、確かに成果品としては残るものはなかったんですが、その事業を遂行するに当たっての準備、こういったものをしっかり行ってきたということでの、あくまでもこれは評価員の評価による審査ですから、そういったことだというふうに理解をしているところでもあります。以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。わかりました。

誰が見ても正しく伝わる報告書の作成をすべきでないですか。これは法律に基づく義務ですよ。しっかり点検及び評価を行うべきと思っています。

最後に、人口減少や高齢化時代の持続可能な本町におけるまちづくりの方向性を今確認して情報を共有しました。

別海町を次の世代へしっかりと引き継いでいくためには、やっぱり危機感を持って、第7次別海町総合計画を、町民の参画協働のもと行政が一体となって計画を推進しなければなりません。

私は質問した回答の公式見解が形骸化しないように、そのための努力は惜しみません。以上で、令和元年に私が一般質問した追跡質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、3番田村秀男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、13番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 通告に従いまして質問をいたします。

1点目です。

教育長の基本姿勢についてであります。

現在の教育現場は多様で複雑な問題を抱えながらも、そこに携わる教員や職員が、子どもの健やかな成長、地域文化やスポーツの発展、生涯を通じての豊かな学習などを目標に日々奮闘されています。

教育に携わる教員・職員の方々が、その専門性を生かしつつ、それぞれの力量を存分に発揮され、その働き、努力が目標の実現に結びつくよう、諸条件の整備を進めるのが教育委員会の役割です。

町として、今後御尽力いただきたいということを冒頭申し上げ、教育長の基本姿勢について5点質問いたします。

1点目です。

平成27年4月から改定地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されました。

施行後はほぼ2年が過ぎた平成29年3月議会で、同法改定後の問題、特に教育委員会の一般行政からの独立性及び政治的中立性の問題について質問をいたしました。

それについて、町長は「改正法においても教育委員会は合議制の執行機関であり、政治的中立性を確保し、職務権限は従来どおりだ」と答弁しています。

また、当時の教育長は「教育委員会の職務権限は変わらないことから、独立性についてはこれまでどおりと考えている」と答弁しています。

教育委員会の一般行政からの独立性及び政治的中立性の問題に関し、教育長としてはどのように考えておられるでしょうか。お伺いします。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをさせていただきます。

教育委員会の独立性、中立性については、これまでの教育長の考えと異なることなく、独立性については担保されていると考えております。

また、中立性の確保についても、独立性と同様に、これまでどおりというふうに考えております。以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

基本姿勢について端的にお答えいただきましたのでありがとうございます。

そこです、もう少し踏み込んだ質問をしたいと思うんですが、直近の政府のこの法改定後の考え方についてですね、平成31年の4月に衆議院の文部科学委員会が開かれた折に、当時の文科大臣の柴山さんがこのように答弁しています。

昭和23年の旧教育委員会法の提案理由説明においては、地方教育行政改革の根本方針として、1、教育行政の地方分権、2、住民の意思の公正な反映、そして3としてですね、教育委員会の首長からの独立性が挙げられており、このことは現行の地教行法の下においても、基本的には変わらないと考えておりますというふうに答弁されている。1点目の教育行政の地方分権、2点目の住民の意思の公正な反映、さらに3点目として教育委員会の首長からの独立性が、これが基本原則なんだと。これは変わってないんだというふうに答弁しているんですが、特に3番目のこの点はですね、要するに町長から独立しているんだという点をきちっと認識されているかどうか、その点を確認したいと思います。

教育長の姿勢の一番大事な問題だと考えますのでよろしくお願いします。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをさせていただきます。

首長から独立した行政委員会として位置づけられており、政治的中立性、継続性によって安定性が図られるというふうに認識しております。以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

では、2点目の質問に入ります。

去年は国連において「子どもの権利条約」が採択されてから30年、日本が批准をしてから25年となる節目の年でした。

子どもの権利条約について、教育長はどのような見解をもっておられるかお伺いします。国連子どもの権利委員会の日本政府に対する勧告、以下、権利委員会勧告と言いますが、この間4回出されていますが、権利委員会勧告を教育長はどう受けとめているかについても聞かせてください。

また、別海町教育委員会として、子どもの権利条約の普及・啓蒙を含め積極的履行をどう進めるか、教育長の考え方をお聞きかせください。

なお、子どもの権利条約、また、権利委員会勧告についての説明は触れなくて結構です。教育長の見解や受けとめ方そのものについて、並びに町教育委員会としての積極的履行についての考え方を端的にお答えください。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをいたします。

子どもの権利条約は条約でございますので主体は国であります。子供たちの成長にかかわることを全てに関連する大切な条約だと私は考えております。

また、今まで4回出された権利委員会勧告についても、政府に対する勧告ではございますが、私としても真摯に受けとめなければならないというふうに考えております。

これまでも学校における体罰防止のためのアンガーマネジメントの周知・啓発や、子ども会議での子供の意見を尊重した「別海町子ども宣言」など、本町として勧告に関連したことに取り組んでまいりました。

私もこれまで同様に継続して、できることを積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、別海町教育委員会として、子どもの権利条約の普及・啓蒙を含め積極的に履行をどう進めるかについてでございますが、昨年7月に本町の校長会議、教頭会議の中で、それぞれ子どもの権利条約について研修を行いました。

普及という面では、条約の第42条「条約広報義務」の趣旨を踏まえ、一般の先生方には、今後働き方改革を考慮しながら、リーフレットの作成など、何らかの形で周知・啓発していくことを検討させていただきます。

私は、子どもの権利条約を子供たちの成長にかかわること全てに関連する大切な条約だと考えていますので、教育行政を行うに当たり、子どもの権利条約を念頭に置き、できる限り積極的履行に当たる必要があると考えております。

特に、条約の第28条「教育への権利」及び第29条「教育の目的」などの趣旨を踏まえ、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われるよう、教育行政を推進してまいります。以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

特に啓蒙・普及という点では、今まで以上に積極的な姿勢で打ち出されているかなというふうに思いまして、大変力強く思います。

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思うのですが、権利条約の中身そのものについて教育長の見解を若干聞きたいと思うのですが、特に勧告の中で何度も何度も、日本政府に対して勧告している内容は、要するに今の日本の子供たちは追い詰められていると言ったら語弊がありますけれども、異常に競争社会の中でストレスを感じているということに関して、これを解消しなければいけない、子供をもっと遊ばせなきゃいけないんだということを砕いた言い方をすれば何度も勧告している。そういう点で現状の日本の子供の深刻な状況が、その解消について勧告が述べられているわけですが、その点についてはですね、教育長はどう感じておられるかという点と、もう一つ、教育委員会での条約の研修なり調査なりということについては、ちょっと中身的にはちょっとないかなという感じがしたので、教育委員会の教育委員さんですね、研修なり調査なり、そういうものについての考え方がどうかということをお聞きします。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをさせていただきます。

2点ほど質問があったかなというふうに思いますが、考え方はそれぞれあると思いますが、私の考えるところでは、子供にかかわる全ての人が、この条約にうたわれている権利が実現されるように取り組むことが肝要だというふうに考えております。

また、研修などにつきましては、具体的な事例は挙げなかったんですが、現場の声を聞きながらやっていかなければならないことだというふうに思っておりますので、その点につきましては、これから現場の声を聞きながら、ちょっとやっていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。勧告が言っていることをそのまま言うと、子供が社会の競争的性質によってですね、競争的性質によって子供時代、発達することを害されることなく子供時代を享受できることを確保するための措置をとることと勧告していますし、ストレスの多い学校環境、過度に競争的なシステムを含むから、子供を開放するための措置を強化すること等々ですね、勧告しています。

別海町の子供たちがどうかっていうことも含めてね、ぜひこの点を深めて、調査も含めてですね、深めていただきたいなっていうふうにお願いをしておきます。

それから教育委員会、教育委員さんの研修っていう点で触れられたんですが、現場の声を聞きながら、教育委員としての検証を深めていくという理解でよろしいでしょうか。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

そのとおりでございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

1966年に国連教育科学文化機関「ユネスコ」の特別政府間会議で「教員の地位に関する勧告」が採択されました。

この勧告には、教育の発展における教員の本質的役割を重視する立場から、教育の専門職にふさわしい教員の地位に関する諸原則や具体的事項が盛り込まれています。

当勧告は条約と違い法的拘束力はありませんが、1968年に各国における当勧告の実施状況を点検し、各国政府に勧告の履行を促す国際労働機関「ILO」とユネスコの共同専門委員会が設置され、今日に至っています。

国連の教員の地位に関する勧告について、及び町教育委員会として、当勧告の履行をどう進めようとしているかについて、教育長はどのような見解をもっておられるかお伺いします。前問同様、当勧告に関する解説的説明は省いてお答えください。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをさせていただきます。

教員の地位にかかわり、教員の雇用安定や身分保障については、教員が安心し公務に専念できることで、子供たちとしっかりと向き合い、充実した教育活動が展開されることにつながると考えております。

御質問にある国連の教員の地位に関する勧告については、幅広い範囲に多様な項目があり、町教育委員会だけでは対応、解決できないものも多くありますので、今後も北海道教育委員会や関係機関と連携し、本町の先生方が安心し、充実した環境の中で教育活動に当たることができるよう諸条件の整備に当たってまいりたいと考えております。

また、教員の地位に関する勧告の中にある児童生徒に適した教具の提供など、本町でしっかり対応できるものについては、引き続き学校現場の声をしっかり受けとめ充実した教育活動となるよう整備に努めてまいります。以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

基本姿勢として、大変簡潔に述べられている点、大変ありがたいと思っています。

この立場で、ぜひ具体的な履行を進めていただきたいと思っていますが、特に教員の独立性の問題、学問の自由は享受されるというふうに明記されていますし、専門職として教具及び教授法を判断する資格を有しているんだというふうにも明記されています。

そういう意味で教員の独立性について、今後ですね、少し深めながら論議を進めていきたいと思います。今日はもう時間がありませんので、基本姿勢についてお伺いいたしまして、ありがとうございます。

4点目の質問に入ります。

教員の働き方の現状と問題点について、また、教員の変形労働時間制について、教育長はどのような見解をもっておられるか、お伺いします。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをさせていただきます。

平成28年度に北海道教育委員会が行った教員の時間外勤務に係る実態調査では、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員の割合が小学校で2割、中学校で4割を超える等の現状が明らかになったところでございます。

これまで学校では、子供たちのためとして志のある教員が保護者や地域の期待や要望に応えるため、様々な業務などを担ってきました。

その結果、教員の業務はその量が増加するとともに、内容は複雑化・困難化し、現在の長時間勤務の深刻な実態となっています。

地域の将来を担う子供たちが、今後も質の高い教育を受けるためには、教員が本来の仕事である、主に授業を通して子供たちと向き合い、子供たちと語り合うことに力を注ぐことができる環境をつくる必要があると考えております。

このような状況の中、町教育委員会では町内の学校において働き方改革を行うため、平成30年度に業務改善計画を策定し、様々な取り組みを行っています。

御質問のありました変形労働時間制については、問題点の議論はあるものの、学校における働き方改革を行うための方策の一つとして有効であるというふうに考えております。

教員は、学校種、職種、時期により多忙となる状況には違いがあることから、学校における働き方改革を行うためには、多種多様な取り組みが必要となります。変形労働時間制についても、その多種多様な取り組みのうちの一つとして活用できるというふうに考えております。以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

何をもって有効であると考えているかっていうことについては今度やりましょう。

今日は基本姿勢をお聞きしているところなので、それです、教育長、変形労働時間制についてですが、教育長自身はどう考えておられるか、最大のメリットは何か、最大のデメリットは何か、一つずつ言うとしたらどうなりますか。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをさせていただきます。

非常に難しい質問で、経験値が少ない中でお答えをさせていただきます。

メリットにつきましては、多種多様な形態に順応するのではないかというふうに思いますが、逆に多種多様な形態、先ほど答弁で申し上げましたが、地域によっていろんな取り組みをしている教員がいる中でやっていかなければならないということで、地道な取り組みになるのではないだろうかということが想像できますので、時間をかけて浸透させていくしかないなというふうに思っております。以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

メリット、多種多様な形態に対応できるってということをおっしゃっていましたが、デメリットについてはどう認識されておりますか。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

すいません。言葉足らずで、先ほどちょっと申し上げたとおり、多種多様だからこそ、そう簡単にいきそうにもないと、いわゆる時間が非常にかかってしまうということが顕著かなというふうに考えております。

そうすると、やはり地道な取り組みとして考えていかなきゃならないなというところ、時間がかかるということに関してがデメリットではないだろうかというふうに考えているところでございます。以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 今後論議していきたいと思うんですけどね、明らかに学期中の勤務時間延びるんですよ、明らかですこれは。どの範囲になるか、あるいはどの頻度になるかというのは、これから制度がつくられていく中で決まってくるんだけど、明らかに労働時間が延びるんです。そういう点でどういうふうに考えるか、本当に大変なことだと私は思いますよ。

でね、ぜひ一つ、私は前回の議会で変形労働時間制について、労働政策研究・研修機構、独法のこの機構が変形労働時間制をとると、総労働時間も残業時間も増えるっていう傾向にあるっていう、そういう調査結果を示して、教育委員会にこれを研究しているか、調査しているかと聞いたら、していないっていう話でした。1週間前から通告して

いるはずだったんだけど、していないという話ですよ。ぜひ、これ研究してください。

それから、労働時間が確実に延びるっていう制度なんだっていう点、私はそう言っているけど、その点についての研究もしていただきたいと思うんですが、どうですか。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをさせていただきます。

当然のように調査研究はこれから必要だと思いますが、1年間トータルで考えるか、あるいは局所的な時間の幅の中で考えるかという部分もありますが、過去の教員の働き方から見ると、少しは前進したのではないかというような形の答弁もさせていただいたところでございます。

いずれにしろ、これから調査研究してメリット・デメリットについて明らかにしていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

ぜひ、研究なり調査なりを進めて、どうも実態をつかめてないんじゃないかなという印象を受けましたけども、それはつぶやきです。

5点目の質問に入ります。

長年、正職員と同じ働きをしながら正職員になれない学校公務補がいます。

私はこれまで、本人が希望し実績があれば正職員になれる仕組みをつくるべきであると提案してきました。現在もなお、正職員率33%、残りの67%が非正規職員という同じ町職員でありながら、他の部署では見られない学校公務補の現状を改善する必要があるのではないのでしょうか。教育長の見解をお伺いします。

また、教育長は直接、学校公務補との対話や労働状況の確認をする考えがあるか伺います。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） この御質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

今般の地方公務員法と地方自治法の改正に伴いまして、令和2年4月1日から新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設されまして、これに伴い、本町では会計年度任用職員制度の基本方針を策定し、会計年度任用職員制度の移行に当たり、本町の考え方を示したところであります。

これに基づきまして、学校公務補につきましては、これまでの正職員を現状どおりの任用形態としまして、これまでの嘱託公務補、それから臨時公務補については、フルタイム会計年度任用職員への任用形態への移行というふうになりました。

今後の職の設定につきましては、本町の会計年度任用職員制度を基本方針に基づきまして、各職場における効率的で最も適した任用形態や勤務体系、それから職員数や人員構成を実現することが、効率的・効果的な行政サービスを実施する上でも、ますます重要になるというふうに考えております。

このため、現に現存する職を漠然と存続させるのではなく、それぞれの職の必要性等十

分に吟味をいたしまして、正職員とあわせて適正な人員配置をしていく必要があるというふうに考えております。

また、学校公務補との対話、それから労働状況の確認につきましては、学校訪問する際などに学校公務補と対話をしたり、労働条件の確認を行っていくほか、各学校の学校長と情報を共有していきたいというふうに考えております。以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

制度の改正でかなり改善されるっていうことは私も承知していますが、正職員との差はやはりあるんです、ついてしまうんですね。

その点で教育長にあえてお伺いするんですが、制度が改正されて勤務条件かなり改善されたとはいえ、その差は出てくるということについて御承知かっていう点と、どのぐらいの格差がつくかっていうことについては御承知かという、その点をお聞きます。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをさせていただきます。

具体的にどれぐらいの差がつくのかということは、給与の面で押さえてはおります。

ただ、細かい数字についてはあれですが、今後この数字、格差の部分について少しでも縮めていかなければいけないというふうに考えておりますので、現場の声を聞きながら、校長先生と話し合いながらということもつけ加えて実態を把握していこうというふうに思っております。以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 格差縮めていくっていう努力するっていうお答え、これ大事だと思いますので、ぜひ、それはしてほしいと思うんですが、制度そのものについてもう少し論議が必要かなと、正職員であるかそうじゃないかっていうのは大きな違いですからね、そこが残ったままでいいのかっていう論議は、今後またさせていただきたいと思いません。格差を縮める努力をするっていうお答えですから、それは具体的に直ちに組み込んでいただきたいというふうに思います。

大きな2点目の質問にはあります。2点目であります。

日米共同訓練・ノーザンヴァイパー2020について。

昨年9月には米陸軍と陸上自衛隊西部方面隊の共同訓練・オリエントシールドが、10月には在沖縄米海兵隊の移転訓練が、さらに、今年1月下旬から2月上旬にかけて、米海兵隊と陸上自衛隊北部方面隊第5旅団の共同訓練・ノーザンヴァイパーが矢臼別演習場で行われました。

年度内で3回も米軍がらみの軍事演習が矢臼別演習場で行われたことが、北東アジアの新たな軍事的緊張を引き起こすことに確実につながったこと、とりわけ北方の領土問題が厳しい状況に至っている中では、マイナスの影響しか与えなかったと私は思っています。

平和の郷・別海を築き上げていくことが、我が町別海の発展につながるという思いから、今回の日米共同訓練・ノーザンヴァイパーについて5点質問いたします。

1点目です。

矢白別演習場において、どういう訓練が行われたのか、できるだけ詳細に町民に説明する必要があると思いますがいかがでしょうか。今回の日米共同訓練に関し、矢白別演習場ではどのような訓練が行われたのか説明してください。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 私のほうからお答えさせていただきます。

今回の矢白別演習場における日米共同訓練では、陸上自衛隊及び米海兵隊の特科部隊による155ミリ榴弾砲、小火器等による射撃訓練、ヘリコプターによる飛行訓練及び射撃訓練等が行われています。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

少し詳細についてお伺いしますが、矢白別演習場で訓練した今回の人員数、装備品、車両の種類や数、人員装備等の移動日時及び経路については、事前の通告や事後の報告はあったかどうかをお伺いします。

2点目ですがね、2月2日は小火器と大型火砲の射撃、それからヘリの飛行訓練が同時に行われました。2月5日、6日、7日は大型火砲とヘリ飛行訓練が同時に行われています。

非常に激しい、しかも危険な訓練だったと思うんですが、3種並びに2種類の訓練が同時に行われる事前並びに事後の連絡はあったでしょうか。お伺いします。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 演習に係る規模等の事前の通知ということでございますけれども、防衛省のほうから令和元年12月12日に今回の訓練に係るリリースが正式にされているかと思っておりますけれども、同日に同内容のものが、町に対して通知示されているというところでございます。

それから、議員おっしゃられた月日での同時での訓練、複数の同時での訓練ということでございますけれども、2月前半分の演習通知の中で示されている射撃訓練及び爆破訓練で示されているという内容でお知らせされているということになっているところでございます。

そのことのだけのために、あらかじめ通知、事前あるいは事後に通知があったかということに関してはございません。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

日時を示しての訓練内容についての事前及び事後の連絡がなかったということですが、もう1点ね、その前にお伺いしたのは、矢白別演習場での訓練者人員数、装備品、車両の種類や数、人員装備品等の移動日時及び経路については連絡があったかということでお伺いします。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 失礼いたしました。再びお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、令和元年12月12日に防衛省のほうからリリースされておりますけれども、その中での訓練期間であったり、参加部隊であったりっていうのは北海道大演習場であったり、矢白別演習場であったり、今回の日米共同訓練全てに係る部分でございますけれども、全体についての規模等の説明がございましたけれども、矢白別演習場に特化した説明というものは特にございませんでした。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

矢白別演習場で、どういう人数で、どういう装備品で、どういう規模でやったかっていう、全く連絡がないということでもあります。

本当にその情報が出てこないということについては、町もいろんな思いがあるだろうというふうに思いますが、ますます情報が示されなくなった状況については、改善を求めているいただきたいなというふうに思うんです。

2点目の質問ですが、米軍のヘリコプターが演習場外を訓練飛行しました。そのような訓練が行われることについて、事前連絡を町当局は受けていましたか。また、事後に受けたという経緯はありますか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

米軍のヘリコプターが演習場外で訓練飛行を行ったという報告は受けていないところでございます。

ヘリコプターの演習場外での飛行について、北海道防衛局に確認をしましたところ、矢白別演習場では、日米共同による様々な訓練を行うものであり、その移動の際に演習場外を飛行することになるとの回答を受けているところでございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

3点目の質問と関連しますので、3点目の質問をします。

米軍のヘリコプターが演習場外を訓練飛行したことに対し、町長はどのように思われていますか。演習場外を訓練飛行しないよう関係機関に要請すべきと思いますがどうでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

先ほどの答弁のとおり、演習場外で訓練飛行を行ったことについての報告は受けておりませんが、矢白別演習場周辺では多数の酪農家が営農しており、これまでもヘリコプター等の飛行により、大動物の暴走等が発生し被害が生じているということもございますので、演習場外での低空飛行は行わず、飛行経路についても酪農家に配慮した経路を選定するよう、今回の日米共同訓練に先立つ昨年12月16日に、矢白別演習場周辺自治体協議会において北海道防衛局長に対し要請を行っているところでございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

1月27日、28日国道の北側、泉川方面ですね、明らかに演習場外で米軍ヘリが移動のための飛行じゃなくて訓練飛行したということ、私どもは確認しております。

それから、2月2日、2月5日、6日、7日、演習場内の民有地、旧川瀬牧場というふうに言ったほうがいいかもしれませんが、現在「ピース矢白別」という名称になっていますが、この上空を飛行しています。とりわけ2月6日、7日は川瀬牧場の真上を飛んでいます。日を追うごとに、高度を下げた飛ぶというようになっているということもありました。それでですね、その事実があったか、なかったかっていうことを今は論議していたら、これは水かけ論になっちゃうので提案をいたします。

自衛隊ヘリはですね、移動のための場外飛行はあります。あるけれども、訓練で場外を訓練飛行したってことはまずなかったのではないかと。自衛隊は非常に律儀にですね、その点は守っておられるのではないかとというふうに印象として持っていますが、米軍機はそうではありません。

今回、特に、米軍機は演習場外を訓練飛行するというのは私たちの目撃ですが、ぜひですね、今後、もし米軍機が矢白別演習場で訓練をするというようなことがあるとしたら、ぜひ町としても、それを調査するといいますか、現地で調査するという体制をとっていただきたいと思うわけですが、どうでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 中村議員から提案をいただきましたけれども、2月の部分で中村議員から連絡をいただいて、そのことについては駐屯地であったり、あるいは北海道防衛局について、その後連絡は伝えさせていただいているところでございます。

それも含めまして、先ほど申し上げましたように、町に対して訓練飛行を演習場内で行ったという回答は得られなかったというところでございます。

今回の日米共同訓練に対して、いろんな訓練が想定をされる中で、職員の現地での体制ということも視野に入れて、交代体制なども組みながら、現地での対応というものについても視野に入れて進めてきたところでございます。

今後も、訓練のその態様によって、必要に応じてそのような判断をしなければならない場合につきましては、町としても、それに応じた体制を組んだ形の中で取り組んでいかなければならないと認識しているところでございます。以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

自衛隊機と米軍機は全く訓練の性質が違うというふうに私たちは思っていますんで、特に米軍機が飛ぶというようなときには、現地でちゃんと見ていただきたいということを改めてですね、強く要望しておきます。

4点目の質問です。

オスプレイの訓練が矢白別演習場でも行われる予定でしたが行われませんでした。

なぜ行われなかったのか、説明してください。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 今回、オスプレイの訓練が矢白別演習場で行われなかったの

は、米軍の運用上の理由と北海道防衛局より説明を受けているところでございます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

運用上の理由ということですけどね、中身は何もわかんない回答になっているわけですよ。ぜひ、事由についてもちゃんと説明してほしいということを要請していただきたいと思います。

5点目の質問入ります。

オスプレイは寒さや風雪に弱いと言われてきました。

今回の経緯からそういうことが、裏づけられたと私は思います。今回の飛行中止と寒冷地訓練の脆弱性について、町としても確認する必要があると思います。

今後もお、オスプレイは災害対策に使えるという認識を持ちますか。町長の見解をお聞きします。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 中村議員の御質問でございます。

中村議員は、オスプレイは風雪に弱いと感じているということでございますけれども、私は今回の飛行中止をもってオスプレイが寒さや風雪に弱いということが裏づけされたとは考えておりません。

また、災害時の有用性と今回の件は直接結びつくものではないと考えております。災害対策に使えると考えているかとの質問でございますけれども、一例を挙げますと、ヘリコプターのことを申し上げますと、昭和の時代には、現在のようにドクターヘリが別海町に年間41回も出動し、多くの救急患者の命を助けることができるようになるとは、とても想像に及びませんでした。あわせて、近年の大災害におけるヘリコプターの活動活躍は、皆さん御承知のとおりでございます。

（「ヘリについて聞いてない」の声あり）

○町長（曾根興三君） 私は、そういう意味で言っております。

オスプレイにつきましても、将来そのような役割を担ってもらえるときが出てくる可能性は十分にありえるというふうに考えておりますので、今からその可能性を否定することはないというふうに思っております。以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 可能性も否定するなんていうことは一言も言っていません。

事実に基づいてお話をしているわけで、今回謎がいっぱいありましたよね。1月27日に千歳に来る予定が8日間も遅れてしまったこと。それから、別海町の矢白別演習場にも来ると言ったり、来ないと言ったり、そういうことが何回かありました。

それから、2月7日に訓練が終わって普天間に帰還するときに、1機帰って行ったけど1機残ってしまったと、これも謎です。分かんないんですよ。運用上だということで理由はわからない。それから、2月10日に飛び立った残った1機がですね、途中、仙台空港に緊急着陸します。これは、凍結警告ランプが点灯したということが理由のようです。

こういう事実をですね、丹念につかんでいただいて、運用が本当にできる、そういう状

況で人の上を飛んでいるのかどうかということをつかんでいただきたいと。

そういう事実をつかんでいただきたいということと、もう一つ、飛行マニュアルがあります。このオスプレイですね、その飛行マニュアルはだんだんわかってきたんですが、そのマニュアルにマイナス15度以下で、羽根の防氷箇所の1もしくは2が故障する、マイナス10度以下で羽根の防氷箇所の3が故障するというふうにマニュアルに書いてある。

この存在をですね、御存じないかもしれませんが、このマニュアルの存在と、そこに書いてある内容の確認をぜひしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 今、中村議員がおっしゃった事実は、私は一言も否定はしておりません。事実は事実として、できるだけ情報収集は必要だということもよくわかっております。

ただ、気候が悪くて飛ばなかった。これは例えば、私、1月15日でしたか、札幌に出張で中標津発の12時からの飛行機を予定していたんですけども、風は大したことなくて、降りるだろうなと思ってましたけども、飛行機は降りずに欠航になりました。

ただ、オスプレイが飛ばなかった、飛ばなかったからといって、それがオスプレイの欠陥なのか、操縦性の問題なのか、操縦士の熟度の問題なのか、いろいろな理由が考えられるというふうに思っております。

今、一つの事実だけを見て判断するのではなくて、たくさんの情報をできるだけ集めてどういう対応、対策をしていくことが一番大事なのか、そういう判断することは大事なことだと思っておりますので、今、中村議員のおっしゃったように、情報をたくさん集めてくださいということについては、まさしくそのとおりでと思いますので、これからもできるだけ軍事情報も、とれるものはできるだけとって集めていきたいと、正確な判断をすることが町民にとって大切なことだというふうに思っております。以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 情報たくさん、できるだけたくさん集めるというお答えでしたんで、ぜひそうしていただきたいと、別海町は独自にいろんな情報を集めてですね、本当に他の自治体と比べて本当に努力されているなというふうに思っております。感謝します。その姿勢をぜひ貫いて、より情報の収集に取り組んでいただきたいというふうに思っています。

3点目の質問に入ります。3点目です。

病院再編計画についてであります。

厚生労働省は9月26日、再編統合の検討を求めるとして、全国に424の公立・公的病院を突然名指ししました。

基準はA、診療実績が特に少ない、B、類似かつ接近の2種類で、Aに該当するとして町立別海病院も名指しされました。

厚生労働省は医療報酬等の明細書、レセプトを数的根拠にして、診療実績が特に少ないとし、これを再編統合の対象と見ているわけですが、地域格差や経済格差が原因で医療へのアクセスがとれない住民の医療ニーズについては、レセプトという形で記録に残ることはありません。

地域の実態も地域住民の医療ニーズもきちんと調べないまま、地方の病院を一律・機械

的に再編統合が必要とする厚労省のやり方に対し、全国の自治体から厳しい批判の声が上がっています。

当町議会も、前定例会で厚労省の名指しに対し、断じて認められないとし、国民の生命を守るため、安易な地方公立病院の再編・統合の議論をしないよう強く求めるとする意見書を、常任委員会の発委により全会一致で可決したところです。

そこで2点お伺いします。

1点目です。

町長も全国一律基準で物事を計られては困る、中標津や根室に統合する考えは全くないと発言したと報じられていますが、改めて今回の厚労省の病院再編計画についての町長の所見をお聞かせください。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 中村議員の御質問でございますけれども、厚生労働省が突然公表したことにつきましては、公表された病院の地域住民に大変な混乱や不安を招きました。

これは大変遺憾なことだというふうに考えております。

ただし、国として協議検討を促すということでの公表のようですので、その意味では理解できる部分もあるとは思っております。

地域にとって、医療は大変必要なものであり、そのことはしっかり守っていく必要があるというふうに考えております。今後、北海道や管内医療機関等と協議は進められていくことになると思いますけれども、病院を存続し、町民に安定した医療を提供するために、これからどうして行けばいいのか。また、近隣の病院などと協力していることはないのか。将来にわたり安定し、継続可能で町民から信頼される病院となるよう、しっかり取り組んでいかなければならないと考えております。

最近、マスコミ等でいろいろな話が提供されましたけれども、私は、議員がおっしゃられたように、うちの病院をほかと統合するという考えは今のところ全く持っておりませんので、そこら辺は町民の皆さんも安心して、別海の医療をしっかり守っていくということをお伝え願えればと思っております。以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君）

2点目の質問入ります。

名指しされた病院は、今年9月までに再編統合、機能移転、ベッド数削減などの計画を具体化するよう厚労省から求められています。

別海町としてはどのような回答するつもりでしょうか。詳細は別として、方向性はどうか、お聞かせください。

○病院事務長（大槻祐二君） はい。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） はい。

御質問につきまして、私のほうからお答えしたいと思います。

具体的な再編統合、機能移転等の計画などにつきましては、あくまでも根室地域医療構想調整会議等において議論決定していくということになっておりますので、先ほど町長が申し上げましたが、今後においても、北海道や管内医療機関等と協議を重ねながら進めて

いくということにしております。以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 時間ですので、1点だけお伺いします。

この協議のスケジュールのは決まっているのか。決まっていたらお知らせいただきたい。

○病院事務長（大槻祐二君） はい。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） 先ほど中村議員がおっしゃったとおり、当初、国は今年の9月までということでの再編統合求めるということでしたが、あまりにも全国的に各医療機関からいろいろ批判等がありまして、国としても多少方向変え、道において、管内において先ほど言いましたとおり、調整会議などで方向性を決めていくようにということのことでございます。

2年度中というような話も道のほうからをいただいておりますが、それについてはまだ不確定というところで、最終的にはどのように煮詰まってくるのかというの、まだはっきりとしていないという状況でございます。以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

一般的に病院を守る守るって一般論言っているだけではもうだめです。具体的に提案がないとだめです。

そういう意味で、別海町はどういう点を押していくのかという点をお聞きしたいと思いましたが、今日は時間ですので、またの機会にぜひその点、論議していきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時08分 休憩

---

午後 1時05分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、2番横田保江議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○2番（横田保江君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

1、子供に対する難聴の支援策について。

難聴は、生まれつきの障がいの中で最もよく見られる障がいの一つであり、毎年 1,000人に1人から2人の難聴を抱えた子供が生まれます。

新生児は生後1カ月以内、できれば出産後の退院前に聴覚のスクリーニング検査を受けることが進められています。これは言語やコミュニケーションの能力は、生後2年から3年

のうちに急速に発達するため、難聴の発見が遅れると、これらの能力の発達も遅れてしまうためです。難聴を発見し、早急に言語を覚えることが子供の健やかな成長を促すためにも大変重要です。

別海町では新生児聴覚検査費助成事業を実施しています。子供に対する難聴に係る町の施策について、4点にわたり質問します。

(1) 新生児聴覚検査費助成事業を含め、申請時に係る本町の聴覚検査の支援策及び事業効果をお知らせください。

また、難聴は先天性のものだけではなく、乳幼児の間に発生することや青少年期に進行することもあります。新生児以外に対する支援施策があるかお知らせください。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） 私のほうからお答えいたします。

申請時に係る本町の聴覚検査の支援策は、聴覚検査に係る費用を全額助成する新生児聴覚検査費助成事業を今年度から実施しております。

事業効果としては、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、全ての新生児が検査を実施することで聴覚障害の早期発見・早期療育を図り、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えられるものと考えています。

また、新生児以外の難聴児に対する支援策としましては、障害者総合支援法に基づく身体障がいのある障がい児及び身体障害者手帳をお持ちの方に対し、その障がいを除去・軽減する手術等の事業に要する医療費のうち、自己負担上限額の差額分を支給する自立支援医療制度や、身体障害者手帳をお持ちの障がい者が日常生活を送る上で、身体機能を補完・代替する用具の購入または修理に要した費用の一部を支給する補装具費支給制度など、様々な福祉サービスによる身体的・経済的負担の軽減施策があります。以上です。

○2番（横田保江君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

この新生児聴覚検査は、いつごろから始められましたか。

○福祉部長（今野健一君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） この聴覚検査費助成事業につきましては、今年度、令和元年度からということになっております。以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

新生児に対する聴覚スクリーニング検査を実施していることは、とてもいいことだと思います。でも、一昨年やその前に生まれた子供たちはどのようになっているのか。何人かいるのではないのでしょうか。その子供たちも早期発見が、その後の発育に大きな影響を与えますので、その子供たちにも何か施策として行う必要があるのではないのでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） 近年の検査につきましては、過去2年間ですね、平成29年度におきましては、64名のお子さんが受診をしております。そのうち再検査の方が2名

というふうになっております。平成30年度におきましては、65名のお子さんが受診をしております。そのうち、再検査が1名というようになっております。

29年度の再検査の結果につきましては、異常がなかったということになっております。30年度の1名の再検査の方については、1歳でお亡くなりになったということになっております。以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい、わかりました。

2番に移ります。

新生児聴覚検査費助成事業の利用について、町立別海病院、市立釧路総合病院、その他の医療機関別に検査実績をお知らせください。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

平成31年4月から令和2年2月末日までの医療機関別の検査実績につきましては、町立別海病院で19件、市立釧路総合病院で9件、その他の医療機関で70件の実績となっております。以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい、わかりました。

次に（3）番、乳幼児に対して手をたたいたり、呼びかけをしたりなど、母親教室などで家庭での早期発見を促す指導が大事なことだと思いますが、いかがですか。

○福祉部長（今野健一君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

御指摘のとおり、家庭での早期発見を促す指導は大変重要であると認識しているところです。

町民保健センターでは、乳幼児家庭訪問や乳幼児の健診、相談時において、年齢に応じた耳の聞こえの確認や動作に対する問診を行い、保護者と一緒に日常生活における発達の状況を確認することで、聴覚障害の早期発見に努めています。

また、手をたたいたり、呼びかけに加え、テレビなどの周囲の物音への反応や簡単な言いつけへの理解、ささやき声への反応など、日々、耳の聞こえについて注意深く見守っていただくよう、保護者に対する指導・助言に努めているところです。以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

すばらしい実践をしていることに安心をいたしました。たまに青少年期に進行することもあるということですので、保護者の方への伝言をお願いしたいと思います。

（4）難聴を抱える子供たちに対する本町の療育環境はどのようになっていますか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

本町における療育環境としましては、難聴に限らず発達に不安を抱えるお子さんを対象に、町内の障害児通所支援事業所において、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など、お子さんに適した集団及び個別の療育を行っているほか、道などに臨床心理士や言語聴覚士など発達支援専門の派遣を依頼し、町内の認定こども園、僻地保育園、小中学校に在籍するお子さんの発達の遅れなどの相談支援や療育支援を行っているところです。

また、学校教育においては、必要に応じて町内の小中学校に聴覚の特別支援学級を設置し、対象となるお子さんに応じた指導体制の充実を図ることとしております。以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

次の質問に移ります。2番目に移ります。

災害用液体ミルクの配備と活用の計画について。

昨年の6月定例会及び9月定例会で、私が一般質問で提言しました災害用液体ミルクの配備計画について伺います。

（1）新年度以降の配備計画が決まっておりますら、いつ導入され、各避難拠点にいつ配備されるのかなど、計画の詳細を伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） それでは私からお答えいたします。

町では令和2年度から災害用備蓄食糧として、水なしでも使用できる乳幼児用液体ミルクの購入を予定しております。

購入数は240個で、購入時期は6月ごろを予定しており、納品され次第、各避難場へ順次配備をすることとしております。以上です。

○2番（横田保江君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい、わかりました。

次、（2）賞味期限間際となる液体ミルクの活用方法についても、その計画内容を伺います。

また、液体ミルクの導入に当たっては、母親教室で使用したり、給食センターで活用したり、災害時の訓練で活用するなど、日ごろからの使い慣らす工夫が大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 賞味期限間際となる液体ミルクにつきましては、地域防災訓練等で活用するなど、食品ロスの観点からも廃棄を極力減らし、有効的に活用できるよう関係部署等と協議をしていきます。

また、多くの機会を活用することにより、備蓄食糧として有効であることを理解していただき、液体ミルクに慣れるきっかけとなれば、災害への備えとして家庭内備蓄にもつながるということを期待しているところでございます。以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい、わかりました。

特に母親教室で2、3回など続けて使用してもらい、また、アレルギーの方には粉ミルクで対応してもらうなど、また、残ったものは給食センターなどで使用していただければと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、2番横田保江議員の一般質問を終わります。

次に、9番今西和雄議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

通告には記しておりませんが、前段一言申し上げたいと思います。

今、日本全国を危機にさらされている新型コロナ対策について、いち早く別海町は、町長を本部長とした対策本部を設置されましたことに敬意を表したいと思ひますし、ぜひ、その機能を十分に発揮して対応していただきたいというふうに思っております。

また、併せて教育委員会においては、教育長を中心に本部が出来上がる前から、学校、子供たち、あるいは地域の保護者に対して、いろいろと対策を練っていただいておりますことも併せて労をねぎらいたいと思ひますし、今後とも抜かりのない対応をお願いしておきたいと思ひます。

以上、それでは一般質問に入らせていただきます。

保幼小中一貫教育を教育行政執行方針に盛り込む考えはないか。

昨年12月定例会で、横田議員から保幼小中一貫教育について質問がありました。私からも、別の着眼点から質問をさせていただきます。

教育は、国家100年の大計と言われております。

別海町もやがて開基150年を迎えようとしており、先人たちのたゆまぬ教育発展への情熱が今日まで脈々と受け継がれています。

開拓当時、そして戦後間もなく、先人たちは入植地域で生活あるいは生産基盤がままならない中、地域総出で校舎建設など教育基盤づくりに奔走されました。それもこれも皆、次代を担う子供たちのために汗をかいたと聞いております。

さて、今日、教育環境を見渡しますと、整った校舎、充実した教育資材、専門的な教師の配置など、過去と比べて大きく様変わりしております。

また、少し薄れつつあるのではないかと心配していた地域と学校、地域と幼児・児童・生徒の関わりあひも、地域の子供は地域で育てるを合い言葉にコミュニティ・スクールに取り組んでおり、保幼小中の連携が繋がっていることも承知しているところです。

そこで、新教育長はこれまでから一歩踏み込んだ一貫教育に向けて、議論につなげていく考えがあるかを、次の3点にわたって質問します。

1点目です。

町教育委員会発行の2019年度版「べっかい教育のあらまし」によりますと、望ましい教育環境の充実を目指して、小・中学校適正配置計画について示されており、また、21世紀に入り、新たな学校の創出を目指すとも記されております。

小中一貫教育の体制を検討すると理解してよろしいでしょうか、お聞きします。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをさせていただきます。

文部科学省の定義では、小中一貫教育とは小学校中学校が情報交換、交流することを通じて、小から中への円滑な接続を目指す小中連携教育のうち、小中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を行うものとなっております。

また、本町が現在、全学校区で推進している別海型コミュニティ・スクールは、各学校区でも保幼も含み、地域としての思いをもとにした目指す子供像を設定し、それを達成するため、特色ある取り組みをしているところでございます。

そのような意味では、本町の別海型コミュニティ・スクールは、小中一貫教育と親和性が高いというふうに考えております。

昨年、第4回定例会の横田議員の一般質問に対して、教育委員会として、今後、全学校区で取り組んでいるコミュニティ・スクールの熟議を通して、地域、保護者の意見を聞きながら、小中連携の中で本町にふさわしい教育行政の推進を図り、将来を見通した教育施策の構築を進めていくと説明しています。また、このことについては、町長も広く意見を聞くとの答弁をしているところでございます。

コミュニティ・スクールは、来年度から4学校区が試行期間を終え、本町全ての8学校区で法に基づく学校運営協議会を設置する本格実施となります。

その核となる学校運営協議会の熟議の中で、皆様の意見をお聞きするとともに、冒頭で説明しました小中一貫教育制度の理解を深めるため、現在、道内で行われている小中連携一貫の具体的な取り組み、メリット、デメリットを説明周知していくことが必要だと考えています。

今後、少子化が進む状況において、本町の学校配置の基本となる適正配置計画に基づく対応に加え、小中一貫教育の議論を深めることが本町の子供たちの将来を見据えた教育、ふるさと別海を支える教育につながると考えております。以上でございます。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

前段、答弁していただいた部分につきましては、このコミュニティ・スクールを取り組むとき、あるいは前回の横田議員の質問の中で十分にお聞きしました。

私、一番聞きたかったのは、最後のほうの段で今後も少子化を云々っていうところ中で、要するに適正配置っていう議論をする中に、その一環教育ということも盛り込みながら適正配置を論じるかどうかっていうことを聞きたかったんで、その辺のところ、ひとつお願いします。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをさせていただきます。

今西議員言われたとおり、適正配置計画の中で、少子化やいろんな状況に鑑みて考えていくということでございます。以上です。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

今までも適正化適正配置計画ということの議論の中心は、学級が減ってきた、子供たちが減って複式になったとか、そういうことが議論の中心だったと思うんですね。

そういうことでなく、今教育長の答弁の中にあつたそういうことに含めて、加えて適正配置ってということ加えて、一貫教育についてを加えて、議論これから今後議論していくというふうに受け止めさせていただきました。

それでは、2番目に移ります。

コミュニティ・スクールの取り組みが本格的に始まった学校区があり、全国表彰を受けるなど着実に成果が上がっていると理解しています。保幼小中の連携が、今までにもまして充実されていると思います。

このことを踏まえ、別海型コミュニティ・スクールの目標の一つとして、保幼小中一貫教育の議論につなげていく考えはあるかどうか、お聞きします。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをさせていただきます。

本町の幼児教育施設と義務教育段階の学校配置の特徴から、各学校区で認定こども園、または僻地保育園、そして小学校、中学校を通して約12年間、子供たちが同一集団の中で、ともに健やかに成長していくためには、保幼小中連携の視点は大切であり、別海型コミュニティ・スクールの中で保幼小中連携に取り組んでいます。

本町では、今年度から北海道教育委員会の指定を受け、道内で選定された5地区の一つとして、幼児教育施設と小学校のスムーズな連携を図る事業である保幼小中連携事業に取り組んでいます。来年度は、モデル地区である野付学校区の取り組みを検証するとともに、町内全体へ野付学校区の先進的な取り組みを周知・啓発し、各学校区で実践していく予定でいます。

保幼小中一貫教育については、全国でも私立学校を含め取り組んでいますが、事例が大変少ない状況であり、幼児教育施設と小・中学校の義務教育段階で実際の教育課程の連携等、様々な課題が考えられております。まずは、道内でも設置が増えている小中一貫教育が土台になるというふうに考えています。

保幼小中連携については、今後も別海型コミュニティ・スクールの中で、現在連携している取り組みを中心に、引き続き推進していこうと考えています。以上でございます。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

コミュニティ・スクールの現時点での状況については十分に認識しております。

それで、必ず別海型っていう文言が、このコミュニティ・スクールを語るときに出て来るんですね。それで、別海型っていうことは、今の回答の中にあつては保幼小中連携っていう動きが一つという認識はしています。

それと、これは私の意見なんですけど、自分は社会教育と学校教育をうまく連携させたことも、別海型の大きなコミュニティ・スクールの基礎だと思います。それに加えて、そのコミュニティ・スクールの目標と定めるところが、自分は一貫教育につながるものだというふうに理解、自分は考えておるんですけど、その辺についての回答をよろしく願います。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをさせていただきます。

当然、今西議員の言われるとおり、つながりはあることと思いますが、この一貫教育の中で背景となっていることの中に、子供の学習意欲の低下だとか、小1プロブレム、中1ギャップ、これが背景にあるということで、この実施により、学習意欲の向上や思いやりの心を持たせるというふうに効果として出ております。

特に、この思いやりの心については、授業だけではなく、地域と一体となって取り組んでいかなければ、子供たちに思いやりの心を持たせるという観点は成り立たないというふうに考えておりますので、この部分が地域と一体となってという部分が、別海型と言われる部分でもあるかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

自分が一番懸念していることは、スタートしたときには新たなことに取り組むっていうことでみんな真剣になって取り組むんですけど、これが1年たち、2年たち、3年たちしたときに、今度どうしよう、ああしようっていう、そういうことにつながってしまう心配がすごく持っているんですね。それは、過去の生涯学習が地域を中心に組み込まれたものが、結局そのやるのが重荷に感じちゃうわけですね。

だから、そういうことのないようにしっかり取り組むという姿勢は大事なんですけど、その先の目標というものをしっかり決めておくことによって、それに向かった取り組みが毎年毎年議論されていくんではないかというふうに思っていますので、ぜひコミュニティ・スクール、今年はどう取り組んだらいいか、ああ取り組んだらいいか、そういうことに時間を費やすことのないような、そういう別海型のコミュニティ・スクールを構築していくべきだなというふうに思っていますので、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをさせていただきます。

当然、最初だけではなく、長い間続けられるように検証と見直しということが非常に重要になってくると思ひます。

また一つは、この取り組み自体が人につくのではなく、仕組みづくりとして確立されるかが非常に問題になってくると思ひますので、この点については十分検討していかねばならないというふうに思ひしております。以上です。

○9番（今西和雄君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

今までのやりとりを十分に鑑みますと、3番目の質問の趣旨につながると思ひますので3番目に移りたいと思ひます。

新年度の教育行政方針に、保幼小中一貫教育に向けた議論の着手について盛り込む考え方があるかどうかをお聞きします。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたように、本町の学校配置の基本となる適正配置計画に基づく対応に加えまして、小中一貫教育の議論を深めることが、本町の子どもたちの将来を見据えた教育、ふるさと別海を支える教育につながるものというふうに考えております。

保幼小中一貫教育については事例が大変少なく、今後様々な課題が考えられ、文部科学省などでも研究が進んでいませんので、現段階として小中一貫教育が土台になるというふうに考えております。

今後、コミュニティ・スクールの熟議の中で、適正配置計画に基づく対応に加え、小中一貫教育の議論を深めていきたいというふうに思います。以上でございます。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

肝心なところの教育長の考え方なんですけど、十分に議論をしてっていう部分については盛り込まないまでも、そういうことを常に議論するっていうことなのか、それとも盛り込ませようということなのか、その辺のところよろしくお願いします。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） 非常に難しい質問なんですけれども、先ほど私も若干申し上げましたが、現場の声を聞き、対話と納得の上、進めることが一番だというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 先ほどの回答の中に大変事例が少ない、あるいは文科省からの云々というくだりもあって、だからこそ別海町型のそういうものをやっぱり示していくことかなというふうに思っております。

これからの議論の中でぜひ、恐らく教育行政執行方針の中に盛り込まれると私は信じておりますので、その辺りも含めてよろしく。

先日、この会場で久しぶりに子ども議会を傍聴させていただきました。

その後、児童たちの意見を聞く機会が2回もありました。どの子供たちも、この町の教育、酪農、漁業あるいは病院、いろんな問題について堂々と一人一人が、ここに意見を響かせてくれました。

私は大変感銘して聞きましたし、答えもやりとりもさせていただきました。そのときに感銘ばかりじゃない。これは、今自分たちがしっかりとした教育の議論を進めて、先代たちがつないできた教育を、この子供たちにつないでいく議論をしっかりとしていかなないと改めて感じましたし、あの子供たちが10年後、あるいはその後に、そちら側の席に座る子もいれば、こちら側に座る子も絶対いるはずです。

そういう意味においては、また自分たちの役割としてしっかりと議論を進めていかなければならないなというふうに改めて痛感しました。

そのことを伝えながら、ぜひ今日は一個人議員としての意見でしたが、今後議会の中でもしっかりとこの件について政策議論を深め、また改めて教育長と政策議論を展開してまいりたいと思います。

以上申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で、9番今西和雄議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

---

午後 1時53分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、7番木嶋悦寛議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

通告に従いまして質問させていただきます。

本日は、大きく3点について質問させていただきます。

最初の質問です。

中小企業を中心とした経済政策の検証と推進体制強化について。

平成30年度決算審査特別委員会（以下委員会という。）において、中小企業振興部門に関して、中小企業振興検討会議の開催回数のわりに、施策の立案と事務事業の見直しに至っておらず、市街地によっては特定の業態の減少が見受けられ、宿泊施設の客室稼働率が2割に低迷しているなど、町内中小企業の経営状況の深刻化を認識しつつも手を打てない環境下にあると指摘しました。

また、過去の質問において幾度か指摘させていただいた庁舎内の連携についても、地域課題の解決に向け、組織と取り組みがかみ合わないケースも散見し、いよいよもって根本的な組織の見直しが必要になってきていると感じることから、次の質問をさせていただきます。

1点目です。

中小企業振興検討会議での結果を受け、必要とされる就業支援、雇用創出、担い手対策といった課題について、国・道との連携によるUIJターン新規就業支援事業の施策に取り組むと委員会で回答がありましたが、具体的な事業効果を伺います。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

UIJターン新規就業支援事業は、東京23区在住者、または千葉、埼玉、神奈川県など東京圏から東京23区へ通勤している者で、地方への移住を希望する者に対し、移住支援金を支給するもので、令和元年10月から実施しているところでございます。

支援金の交付要件として、転入後3カ月以上、1年以内かつ就業後3カ月経過後であることや、北海道が運営するマッチングサイトに登録された企業に就労することなどがありますが、現時点では移住実績がなく事業効果は出ていないところでございます。

今後、移住者の支援及び就労へつなげる施策として、移住説明会等において情報提供などを継続して取り組んでまいりたいと考えております。

また、企業が登録するマッチングサイトは無料で登録ができる上、マッチングサイト以

外の求人サイトへも情報が掲載されることから、移住者への支援だけにとどまらず、企業が広く求人を行うことかできる利点もございます。

しかし、残念ながら、現状では町内企業の登録及び掲載は1社も行われていないことから、引き続き商工会とも連携して、町内企業へサイトへの登録掲載に関し呼びかけを行っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

移住定住という関係については、以前からも積極的に取り組まれていますし、この求人サイトについては何もこのUIJターンだけでなく、その以前から取り組まれています。

ちょっと確認したところ、そのときにはですね、2016年ぐらいに登録されているんですけど15社、別海町の企業15社が登録されております。ただ、それから以降データの更新ですとか、そういうのは一切なくてですね、UIJターンにまた新たに切り替わってきているのかなと思うんですけど、結局考えると、せっかくすばらしいそのプラットフォームなり、事業ができていてもですね、それを生かし切れていないというか、どう生かしていくのかっていう具体的な策が出てきていないのかなと。

そういう中で、様々な求人広告の効果もありながらというところなんですけど、そこをもう少し突っ込んでですね、策を考えていく必要があるではないかと思うんですけど、取り組み方として単なるその普及啓発、呼びかけというのも、もっと具体的にですね、その施策が示されるべきなのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

町としましては商工会を通じてですね、対象になりそうな企業に再三再四呼びかけを行っております。

引き続きですね、この呼びかけを続けていくしか、登録していただかないとですね、移住者もこちらに来られないという状況がございますので、業者さんにですね、必要なら出向いてでも説明する必要はあると思っておりますが、現状では商工会等を通じてですね、伝えてもなかなか登録していただけないという現状があることだけは御承知願いたいと思います。以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

以前、商工観光課の担当の方がですね、中小企業家同友会の例会だったと思うんですけど訪問いただいて、そこで企業マップの説明を行っていただいたんですね。

やはり、そうやって具体的に直接説明を受けたりだとか、効果ですとか、そういうのを見せていただくとやっぱりやってみようかなと、あとは多分、その手順の煩雑さだとか、そういうものも当然あると思うので、そういうところをできるだけなくしていくような形で、気軽に登録できたりだとか、情報を更新したりだとかっていうことはできるようにすることが必要だと思うので、ぜひその辺り、もう少し1段、段階を上げてですね、取り組みにさせていただけたらなというふうに思っております。

はい。2番目の質問に移ります。

南知床4町地域雇用創造協議会が創設され、令和元年10月1日から令和4年3月31日までの3カ年度で、総事業費1億4,000万円余りの国費を使っての事業が始まり、本町も構成団体の一つとして参画しております。

管内4町のほか、金融や経済、大学といった様々な団体が加盟して、地域の活性化を議論するだけでなく、雇用者、就業者、消費者といった立場から参画できるすぐれた取り組みであると理解しているところですが、この協議会における本町の役割と中小企業振興対策との連動や関係性、具体的な事業効果をお聞かせください。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

南知床4町地域雇用創造協議会は、雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による地域特性を生かした魅力ある雇用や、担い手の維持・確保を図るための創意工夫ある取り組みを支援する厚生労働省の地域雇用活性化推進事業を活用し、根室管内4町などで設立をしたところでございます。

設立に当たっては、4町がそれぞれの課題や必要となる対策について協議を重ねながら計画立案を行い、創業セミナーや就労体験など、中小企業振興を支援する施策の拡充に結びつくという事業内容となっております。また、設立後も各種事業の実施に当たり、協議会職員と各町とで随時協議を行い、地域にとってより効果的な雇用対策事業となるよう取り進めているところでございます。

事業効果につきましては、協議会では事業参加者へアンケートを行い、満足度調査等による効果検証をしています。また、講習会後の雇用就労状況についても検証を行うこととしていますが、今年度の事業効果については現在検証中でございます。

なお、現在まで行われた事業は、事業者向けセミナーが2種類開催され、延べ32社の参加、求職者セミナーも2種類開催され、延べ36名の参加があったところです。また、マッチング事業として就労体験への申し込みが4名あり、うち3名に就労体験を実施したほか、協議会職員と自治体職員が東京で開催された移住フェアに参加し、地域や地元企業への就労についてのPR活動なども行っているところでございます。

今後におきましても、広域的な雇用対策を各町と連携して推進していくとともに、本町において効果的な雇用対策となるよう、本町の実情や課題、活用できる資源等を協議会で共有し調整を進めてまいりたいと考えています。以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

ちょっと確認したいことがあります。

事業者の経営セミナーが2種類開催され、32社の延べの数字ですね。それから求職者セミナーが2種類で延べ36名ということで、別海町の企業の数とかがもしわかれば教えてほしいのと、それからマッチング事業の就労体験の部分についても、同様に別海町の人がいれば人数を教えていただければと思います。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

事業者向けセミナーでは4社、求職者向けセミナーでは7名の参加があったところでご

ございます。令和2年度からは別海町でのセミナー開催も予定しておりますが、これについては協議会から関係団体を通じて参加協力を行っていきたいと思っております。

また、就労体験につきましては、本町での実績はございません。以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

今回の雇用創造協議会の取り組みなんですけど、これ以前は中標津が単独で行っていて、そのあと4町で連携してやるようになったというところで、中身は多分かなり変わってきているのかなと思うんですけど、ただやはり、実際にその効果を上げていくっていう点で考えていくとですね、なかなかやっぱり雇用創造とって新たに雇用を生み出していくっていうことの困難さっていうのが多分あると思うんですよ。

そういう中で新しい事業の創発ですとか、そういったところに向けて取り組む必要もあるのかなと。ようするに事業を拡大する、この地域の中でお金をまわしていくための事業をつくっていくっていうことも着眼点として持ってますね、例えば釧路でk-Bizというのが行われていますけど、それと同じとは言いませんけど、そうした相談支援事業、いわゆるマッチングですね、完全にその企業と企業のマッチングですとか、企業と人のマッチングですとか、そういうものを生み出していくような個々の取り組み、つまり事業者というのは100社100様なわけですよ課題が。そうすると、100社100様のものを一遍に集めてセミナーやっても、結局突き詰めるところは、個人個人のニーズにあったものは、きちんと組まれていくっていうことは大切になってくるわけなので、そうした積極的、もう一つやっぱりさっきも言いましたけど、一段上げた取り組みをしていかなければいけないと思うんですが、その辺りについてはいかがでしょうか。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

k-Bizは、もともとf-Bizから富士市のほうでやっていたことで、釧路のほうで行っているということで私も承知しておりますが、それに似たような取り組みということで知床ということでs-Bizということですね、今年度セミナーをやっておりますが、このコロナ対策の関係で中止になっていたところでございます。

これは、事業拡大、雇用改善、新聞やセミナーということですね、釧路みたいな専門職員を置いてということではできませんが、セミナーというものを開催してまして、いずれは釧路の方につなげていければいいかと思っておりますが、単町で行う問題としてはなかなか難しいところもございますので、この協議会の中でですね、どんなことができるか協議していく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

新しいことに取り組んでいく、作り上げていくのは非常に大変なところもあると思うんですけど、この地域はこの地域の特性、各社各様の事情がありますので、そこにやっぱり寄り添っていく取り組みが間違いなく必要だと思います。

行政として取り組めることというのは、やっぱりそうしたうまく組織を動かしていくということになると思っていますので、別海町の構成員としての役割をしっかりと果たしてい

ていただきたいなというふうに思っております。

3番目の質問です。

経済分析や経済対策を推進するためには専門的な知識が必要と考えます。

地域おこし協力隊事業を活用し、専門的知識のある人材を確保した上で、産業連携による推進も有効な方法と考えますが、町長の考えを伺います。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 私のほうからお答えさせていただきます。

ただいま言われたように、経済分析や経済政策を推進する上で、専門的な見地というのは当然必要であるというふうに考えておりますけれども、この分野において、地域おこし協力隊の事業を活用することについては、現在のところ考えておりません。

具体的に専門的な知見が必要となったときは、例えば大学などの研究機関などですね、専門的な知見を有する方に協力をお願いするというようなことで考えております。

そういうことも有効な手段ということですね、地域おこし協力隊のことについても、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

平成24年に別海町中小企業振興及び地域内再投資力の強化に関する報告書が、いわゆる岡田レポートというものが、中小企業家同友会を通じて町のほうに提出されております。これが多分、そうした大学ですとか、学術、専門分野の人たちの知見なのかなというふうに考えます。

なので、わりとそうしたことについてはイメージできるんですが、ただですね、平成29年産業連関表というのをつくりました。別海町のほうでつくりましたが、これに関してはですね、この産業連関表はつくっただけでは生かすことができないと、その表にある係数、数字をきちんとその形あるものにしていかなきゃいけない、分析が必要だということなんですが、これを果たして本町の職員、能力の高い人が多いと思いますので、できるのであればできるんでしょうが、そうした分析をして地域の経済構造ですとか、そういうものをしっかりとつかんでいく、後はそういう分析をするっていうことが、これ必要なわけで、それを果たして町の職員だけでできるかどうかっての問題があると思いますので、実際のところ、分析は全くそれ以降進んでいないと思いますし、何も報告を受けておりませんので多分そのままになっているのかなと思います。

それについてどうお考えでしょうか。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） ただいま平成29年の産業連関表の話がありましたけども、おっしゃるとおりですね、当時、たしか釧路公立大の先生にお願いをして、分析と申すか、連関表をつくったと。ただ、その後分析をしてどのように生かしていくかっていうのは、例えば国や道のそういうものとの比較をした中で、分析をして取り組んでいく必要があるというようなことですね、終わってしまっているのかなというふうに思っております。その後の今言ったようにですね、例えばそれを比較する、別海町のせっかくつくった連関表と比較できるもの、それらがですね、どのような状況になっているのか、今後

しっかりとちょっと調査をしてですね、せっかくの資料ですので、今後の別海町の産業活動に生かしていただけるようにですね、私のほうからもしっかりと指示をしたいというふうに思っております。

地域おこし協力隊のことで言いますと、木嶋議員も御存じのことと思いますが、いろんな方々がいる中で、今言われたような専門知識を持った方を確保してですね、1年間から3年間の間、別海町に来てもらうということがなかなか難しいという実情もありますけれども、そういう専門的な知見を持った方がもしあればですね、そういう形で活用していくということも考えていきたいということで、御理解をお願いしたいと思います。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

人材については今大学の研究者で若い方でね、そうした地方で実践を積みたいっていう方もいらっしゃるという話も聞きますので、ぜひ、いろんなところと連携しながら、そうした人材確保も検討していただければと思います。

それから産業連関表についてはですね、当時つくったものは平成23年度のデータを基にしてつくっております。

これは当然、国勢調査の数字を基に経済センサスとか、いろんなのをそうした数字を基につくっておりますので、毎年つくれるものでないわけで、23年のやつをつくったというのは、比較するためにつくっているんで、最新のものと比較するためにつくっているのであり、最新のものを実際、もう一度で産業連関表をつくって、そこを比較しながら分析していくと、あとは道も国も当然ありますので、それとも連携させながら、この地域がどういう特性を持っているのかということ进行分析が必要があると思いますので、ぜひ、そこも研究していただきたいなというふうに思います。

はい。では4番目の質問です。

所定の目標が達成されるよう、課や担当の細分化、スタッフの充実など、経済政策の推進体制を見直すべきと委員会で指摘しました。

委員会での総括質疑の回答は、国や道の事業や他町の提案に乗るだけのものでしたが、せっかく中小企業検討会議で町民が過去から何度も役場に足を運び、時間をかけ議論し、また、経済団体から政策提言を受けているのであれば、町独自の発案をすべきです。

経済政策は、これからのまちづくりの中心に据えられるべき課題が多いことから、具体的にどのような対応策や行動計画を立てるべきと考えているのか、町長の考えを聞かせてください。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

本町の中小企業振興行動指針の運用における協議検討を行う中小企業検討会議では、参加者から様々な意見や提案をいただいております。この検討会議でいただいた提案や、中小企業家同友会別海地区会からの提言等に対し、新たな施策の立案に至っていないものもございます。

しかし、従来の施策の見直しや拡充を図り、また、町単独で実施することが難しいと思われる支援については、先ほどもお答えしたとおり、南知床4町地域雇用創造協議会のように、国や道の施策を活用する、あるいは広域連携による推進体制のもとで各町が発案す

る施策を講じることで、地域経済の振興につながるよう努めているところでございます。

なお、別海町中小企業振興基本条例の理念に基づき、中小企業者が自主的に経営の向上改善に努め、地域経済の振興に向けて行動する者に対しても、必要な支援や情報提供を行っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 中小企業者というのは、誰に言われなくても、自社の経営安定に向け一生懸命取り組んでおります。

行政がそこに対して何ができるのかといたら、中小企業者ではできない部分、例えば先ほど産業連関の話ありましたけど、そうしたビックデータですとか経済分析、あとはですね、さっきk-Bizの話もしましたけど、そうした相談支援に関すること、自分たちがどこに有効な相談をしたらいいのか、今k-Bizは非常にぎわっているようで、行列のできる相談支援事業となっているということです。

だから、そういう行政の手を借りなければ取り組めないことも多々あるわけですから、そこにやはり特化して取り組んでほしいし、もうやることは明確になっていると思うんですね。

町長、その辺りどうでしょうか。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議員おっしゃるとおりですね、明確にはなっておりますが、それには行政の役割にも限界がございます。

事業者自らも行うというようなことも大事だと思っておりますし、町内の各企業ではですね、この町だけでなく、いろんなところに新たに事業を拡大してやっているというような企業もございます。そういうことに関しまして、町としては資金面・融資面とかですね、そういう利子補給等における協力も必要だというふうに考えております。以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 今、産振部長言われたようにね、なかなか難しい点も多い。

だけど、これやっぱり先ほど出てきた雇用創造協議会もそうですけど、そうした連携する場所ができてきているわけです。企業も、小さい中小企業も、自分たちで連携しながらいろんなことに取り組んでいっている。そういうやっぱり力をうまく使っていくということが大切なんじゃないかなと思いますので、それについて仕組みづくりを町行政がやったりとか、資金を出したりとかですね、そういうところはしっかり取り組んでいただくということで、やっぱり中間を支援する、誰がそれをやっていくのかっていうこと、これが今すごい一番重要になってきていると思います。ただそこをはっきりさせて、もうやることはわかっていますから、そこに取り組んでいく必要があると思います。

町長、いかがでしょうか。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 再度の御質問ですのでお答えいたします。

うちの町は、中小企業者に対しては、周辺の自治体よりも一歩前に行く対策をたくさん

打っているというふうに自負しております。振興条例等もいち早くつくって、また資金関係等の融資もいち早く手がけております。行政が先に手がけていかなきゃならない部分については、できるだけ今現在も取り組んでいるというふうに考えております。

経済の振興で一番大切なことは、やはり経済人が自らどういった経済活動をしたいというふうな目的を持つかと、それが一番大事なことだと思っています。

自治体が、ああすれこうすれと言っても経済がうまくいくというのはなかなか無理なもので、やはり中心となるのは、住民基本条例じゃないですけども、町民の方々経済人の方々です。その人方が、いかに自分たちが考えていることを実行できるか、その実行できるかの部分で行政のお手伝いが必要であれば、それはできる限りの手を差し伸べ支援をしていきたいというふうに考えております。

町が先んじてやれるものがあればやっていきますけども、先ほど部長からの答弁がありましたとおり、なかなか行政だけで先んじていけるものも数限られるものですので、できるだけ経済人が自らの発想で経済活動をどうしていくかということ、まずしっかりとお互いの共通認識を持って、お互いに取り組んで、そういう体制にしていきたいと思っておりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

中小企業家同友会からは提言書も出されていると思いますので、しっかりと検証していただき、行政がやるべきことを取り組んでいただけたらと思います。

では、2番目の質問に移ります。

主権者教育を人口減対策の一つとする具体的な取り組みと体制づくりについて。

本年1月9日、まちづくりへの参加意識の向上と主権者教育の一環として、「べつかい子ども未来議会」が開催され、町内8小学校から15名の児童が参加して、町議会議場で定例会一般質問さながらの取り組みが行われました。

子ども未来議会では、小学生議員から病院や図書館、公共交通などのまちづくりや地域の課題について鋭い質問や意見が出され、普段からまちづくりや町の政策に興味を持ってもらう実学教育として、実に高い評価ができる取り組みでした。

当議会でも、2月19日に別海中央小学校6年生から第8次別海町総合計画の施策の提案を受けました。

これは、別海町の未来というテーマを設定し、2学期のほとんどを費やし、第7次総合計画や過去20年分の総合計画の分析から掘り起こした課題を基に、八つのグループから定住環境づくり、IoTやロボットの活用、新たな野菜の栽培、労働者としての外国人の活躍、体験観光の推進、観光資源の創発など、様々な角度からの提案があり、参加した12人の議員が児童のアイデアに耳を傾け、意見交換の時間も持つことができました。

私たちのアイデアを採用してもらいませんかという児童たちの真剣な声は、次の時代を自分たちが担うであろう覚悟が感じられるもので、その思いは我々の心にもしっかりと届くものでした。

この二つの取り組みから読み取れることは、別海町のことを主体的に知り、気づく。この教育こそが郷土愛教育であり、昨年の第4回定例会において、郷土愛教育の重要性を訴えた田村議員の質問を現実のものとして、目の当たりにした気がしました。

1点目です。

町長は、この二つのそれぞれの取り組みをどのように評価しますでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 本年1月9日に町が主催したべっかい子ども未来議会では、次代を担う小学生議員から、本町の将来のまちづくりについて、様々な提案や貴重な御意見をいただきました。児童の皆さんの質問からは、真剣に本町の現状や将来について考えていることが、よく伝わり大変すばらしい内容でありました。

また、別海中央小学校6年生から施策の提案があったという、本町の未来をテーマとした第8次別海町総合計画については、授業の一環として行われたものだと伺っており、具体的な内容については承知をしていませんが、中央小6年生の皆さんが長い時間を費やしながら、本町の課題や解決策について丹念に調査を行い、つくり上げたものだと推察をするところでございます。

自分たちが住む町の将来を自ら考えるというこのような取り組みは、子供たちにとって必要な資質能力を培う上で大きな一助になるとともに、故郷別海町に対する愛着を高めるものであり、大変有意義なことだと評価をしています。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

この二つの取り組みは郷土愛教育を豊かなものにしていく、本当に実のあるものをしていくということを共通認識できたと考えております。

2番目ですね、町長はこの取り組みをさらに推進し、総合計画など町政に反映させていく考えはありますでしょうか。

総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 社会の中で自立して生き抜く力や、地域課題の解決を担う意識を養うことを目的に実施をするべっかい子ども未来議会は、次年度は中学生により、令和3年度は別海高等学校生徒により実施する計画を教育委員会において推進をしています。

先ほども答弁したとおり、本町の未来を担う子供たちが参加するべっかい子ども未来議会等の取り組みは、児童、生徒本人はもとより、町にとっても大きな成果をもたらすものと考えております。

年齢や立場にかかわらず、本町のまちづくりに携わる一員として意見や提案を聞くことが大切であり、町にとって有用なものについては町政に反映をさせていただくことと認識をしております。以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 町政に反映させていくということで確認をさせていただきました。

やはり、今答弁の中にもありましたように、社会の構成員の一人として主体的に担うこと、これを実践して身につけることが、この主権者教育、そして郷土愛教育につながるんだと考えております。

他の取り組みも含めてですね、こうした具体的に実践するような取り組み、ほかにも何か調査研究していく、実行していくために調査していくつもりはあるでしょうか。伺います。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 先ほど総務部長が答弁しましたように、子ども未来議会が1月9日に開催されたのは、町の施策の一つとして、それは内容も私はよく把握しております。

しかしながら、その後の2月の話は全く私のところに情報がありませんし、どんな内容を話されたのかはわかりません。したがって、それを取り入れるか取り入れないかということも、この場では言えません。

ただ、子供たちの意見を聞くこと、それから子供たちが、うちの町の将来を真剣に考えてくれる場、そういうことを提供すること、これは大事なことだし、これからもそういうことには、どんどん取り組んでいきたいと思っております。

そもそも、子ども議会も私がやるぞということで初めてできたことであり、これは今後ともできるだけ毎年のように開きたいと思っております。

先ほど今西議員でしたか、議会で出て意見を述べてくれた子供たちが、いつか執行部席に座ったり、議員席に座ったりする子どもが出てくるでしょうというお話がありましたけれども、私も実はその一人でございまして、中学3年生のときに子ども議会に出まして、そのとき質問をしました。その思いは今でも鮮明に覚えています。

そういった意味で、子供たちにそういう機会を与えていく、考える、そのいつときをぜひ経験してほしいという思いは今も同じですので、そういう子供たちの意見をしっかり聞いて、そして子供たちが町政に関心を持ってくれるような施策をしていこうということはお約束いたします。

ただ、子供たちの提案がそのまま、じゃあ受け入れるかということ、それはやはり一つ一つ真剣に町のためにどうなのかということも議論していかなきゃならない、それは子供たちの考えを尊重することは事実、それは約束いたしますけれども、それを反映していくかということについては、その事案一つ一つでそれぞれ判断していかなきゃならないというふうに思っております。以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

町長の実体験もあったということで、すばらしいお話を聞かせていただきました。

ぜひ、この取り組みにですね、磨きをかけてさらにいいものにしていただければと思います。

3番目の質問になります。

昨年、第4回定例会における戸田議員の一般質問における指摘で、人口減少対策を初めとするスピード感のある政策展開が求められたところです。

今後、町長は自らの人口減少対策を打ち出すために、既存計画の焼き直しや担当課のみに施策を委ねる縦割り行政方式ではなく、根本的な機構改革により、人口減少対策を専門的に考える部署をつくっていく考えはありますでしょうか。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 人口減少対策につきましては、本年度からスタートいたしました第7次別海町総合計画で示している町の将来像、6つの基本目標、主要施策の一つ一つを推進することが、町民の方が住み続けたいと思う町、そして町外の方が住んでみたいと思

う町につながり、さらには活力ある産業の維持・発展、人口減少や少子高齢化社会への対応を図る目的として策定している第2期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これで掲げている施策を推進することが、別海町の人口減対策につながっていくものだというように考えております。

また、施策の推進に当たりましては、町民と行政、さらには各団体と協働のもとで推進していくこととなりますけれども、行政の中でありましては、分野ごとに掲げている施策をそれぞれ専門的な視野に立って、担当していく部署において着実に実施していくことが必要であります。また、そのエリアは大変広い、広範囲にわたります、1カ所でその全体を把握して、そしてまとめてやっていこうというのは人員的にも大変ですし、逆に1カ所のまとまったにしても、それぞれは各専門部署と連携をとっていかなければならないという二重構造にもなりかねないことだというふうに考えております。

町全体で、どういう少子高齢化対策をしているかということは、把握しなければならない部署が必要かと思っておりますけれども、施策それぞれについては、それぞれの専門部署においてやってもらわなきゃならない部分も多々あるというふうに考えておりますので、それを1カ所にまとめることが、果たしてその行政の遂行の段階でそちらのほうが便利なのか、それともそれぞれの専門部署に、それぞれの課題を担当してもらったほうがより推進しやすいのか、そういうことは内部でしっかり連携をとって、決めていかなければならないと思っておりますので、今すぐ専門部署を設置するという考え方は持っておりません。

御理解よろしく申し上げます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

これまで、様々な取り組み、U I Jから始まって様々な取り組みが来て、人口減対策、担い手対策っていうのを、今質してきたところでございますが、やはりこれまでどおりで行ったら立ち行かなくなるっていうのは、やはり人口減、人口に対しても下方修正しなきゃいけないとかというような状況に陥ってきています。

やはり総合計画、そして総合戦略をやっぴり確実に実施するためにも、それにふさわしい部署、これからちょっと時間をかけてですね、研究していただくっていうことも必要なかなっていうふうに思っております。はい。

それを申し上げて、この質問は終わらせていただきたいと思っております。

3番目です。

別海町自治基本条例の検証と見直しについて。

別海町自治基本条例の制定以降、本条例を取り巻く地域の環境も徐々に変わり、SDGsなど、経済、社会、環境の課題同時解決に向けた取り組みも各地で行われるようになり、まち・ひと・しごと創生総合戦略に代表する人口減少、少子超高齢社会への対策や担い手不足など、社会全体の課題に対しても、地域固有の事情を反映した取り組みが行われています。

そのような中で、本条例は一度の見直しが行われることなく過ぎてきました。もちろん理念条例であることから、物事の真理が変わらないように、この条例も大きく変わるものではないことは十分に理解できると思います。

しかしながら、他の議員が条例中の一部について指摘しているように、本条例が本来の目的を果たしているかどうかを検証し、次代を担うだけの内容であるかを確認する必要があります。

あることから、私からは自治基本条例にかかる総括的な質問をさせていただきます。

1点目です。

町長は本条例を取り巻く地域や社会などの環境が、制定された当時と現在とでは変わってきているという認識はありますか。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 本条例が制定されたときには、地方自治法によりまして、総合計画の策定に関する義務事項が決められていたということで、先ほど田村議員の御質問に答弁しておりますけれども、35条の解説に当たっては、地方自治法に基づいて、議会の議決を経てという文言が入っているということでございます。

ただ、その後、地方自治法の改正によりまして、この議会の議決を経るということは義務化されなかったということによって、そこが現状と違う状況にあるのは認識しております。ただ、自治基本条例の中で、町の主立った施策は、町民が組織する審議会等できちっと町民の意見を聞いてつくりなさいという基本条例がございましてけれども、町民の代表は、議員の皆さん方だと私はいつも思っております。審議会等をつくるのはいいですけども、それは個々の考え方であって、本当に町民 1万5,000人を代表して意見を言い、議決権を持っているのは議員の皆様方だと私は思っておりますので、町民の声を聞くという最終的に、そして町の根幹となる総合計画を策定するには、やはり町民の代表である議会ですっきりと賛成をもらうということは大変重要なことだというふうに思っておりますので、この自治基本条例を現実と合っていないから直さなきゃだめでないかということは、私はどっちがいいのかなと今迷っているところでございます。

地方自治法では、確かに議会の議決は義務化されなくなったけれども、でも、町民の本当の代表者、正式な選挙で選ばれた代表者というのは、日本の地方自治は代議員民主主義である限り、やはり1万5,000人の町民みんなから一つ一つ意見を聞くというのは、これは今の地方自治を根本的に変えることにもなるので、やはり、今の地方自治を考えますと、最終的には議会の議決をいただいた方が本当の町の基本姿勢だというふうに認識できるというふうに考えております。

そういうことも含めて、今後、私の任期は3カ月しかありませんけれども、その後のことにしっかり取り組むことができるのであれば、それは2期目の課題として受けとめなきゃならんというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

町民の声というのは、町民が町が行ういろいろな施策に対してしっかり理解をもってほしいという意味だということで、全て決めるのは自治基本条例の中の町民だということではない、その代表者である、やはり議会だということを考えておりますので、そこら辺も御理解よろしくお願い申し上げます。以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 個別の問題については、さっき田村議員のところまで終わっていますので、私は総括部分で質問させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

環境が確実に変わってきているという認識は確認させていただきましたので、次の質問に行きます。

本条例がなぜ本町にとって必要なのか、その理由について町長のお考えをお伺いします。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 本条例制定の背景に触れますと、平成12年4月の地方分権一括法の施行を初めとする一連の改革により、国から地方へ権限や財源の移譲が進む中で、自己決定、自己責任、これに基づいた自治体運営が求められているということになると思います。このことから、町政運営の基本理念や基本原則等を定めた自治基本条例を制定したというふうに考えております。

本町になぜ必要かという点につきましては、本町にとって町民が今より、これは条例をつくったときですけれども、今より地域の課題、将来へ向かうべき方向、それから施策の必要性等々について、町民自らが関心を持ち、積極的に参加していこうとなってくれる気持ちを強めてほしいという思いが当時の議会、それから町政の執行者の中に持っていたのではないかなとそんなふうに推測しております。以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

その必要性に関しては、制定した当時から今も変わらないということで確認させていただきました。

3番目の質問です。

本条例の住民の認知度について伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 住民の認知度についてという御質問ですけれども、条例の認知度について特に調査を行っているということはありませんので、具体的に数字で申し上げることはちょっとできない状況でございます。以上です。

○議長（西原 浩君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

---

午後 2時47分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

先ほどの1問目のですね、町長の答弁の確認をさせていただきます。

先ほど副町長、田村議員のときに副町長からあった見解と、今の町長の見解ではずれがあると思いますが、どちらが公式見解でしょうか。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 私はそんなに見解のずれがあるとは思っておりません。

条例を改正する気があるかということでしたので、副町長は改正する気はないということでしたけれども、私は逐条の解説部分では、地方自治法が変わっているんだから、議会の議決を経てという部分は根拠がなくなったと。したがって、そこをどういうふうに処理するかということは必要だなということで答弁を申し上げたわけございまして、条例そのものを変えるかどうかということは、私は言うてはおりませんので御理解をお願いした

いと思います。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

今の答弁をまた後ほどちょっと検証していきたいと思います。そう差はないという町長の御答弁ですので。はい、検証させていただきます。

ただ、町長の発言が今のところ公式見解である点については、それはいいわけですね。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 副町長が言った後、町長が答弁したわけですから、町長が責任を持ちます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

4番目です。

本条例に設置が義務づけられた自治推進委員は、これまでどのような検証や検討が行われてきたのかを伺います。

また、この自治推進委員の選考基準と人数、年間の会議の回数をお知らせください。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

これまで自治推進委員会では、自治基本条例の運用状況として、具体的には主に意見交換会の開催や町が実施しているパブリックコメント、アンケート調査など、町民参加機会の状況について審議をし、改善点等を意見書にまとめ、町長に提出するなどのことを行ってきております。

また、選考基準と人数ですけれども、本委員会は、市民活動実践者、見識者及び公募の者を持って組織することとしており、加えてまちづくりに寄与する活動を行っている自治会や諸団体からも推薦をいただきながら、委員の選考を行っているところです。委員は15人以内の2年任期となっており、実人数は設置から平均しますと12名ほどとなっております。

会議の招集者は委員長であり、開催回数は年度によってばらつきがありますが、年間3回程度ということで、25年からの設立から通算で19回ほど開催をしてきているところです。以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

はい、確認できました。ありがとうございます。

5番目です。

本条例は見直しの必要性があるとお考えでしょうか、町長に伺います。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） それでは改めまして、はっきり御答弁申し上げます。

自治基本条例は、まちづくりの主体や方向性を定めた理念条例であり、そこに定める基本理念や原則は簡単に見直すべきでないものと認識しております。

よって、まず、見直しありきという考えではおりませんが、条例制定から一定の期間も経過していますし、個別の各条項が本町の現状に合ったものであるかについてなど、自治推進委員皆さんの意見を伺いながら点検をしていきたいと考えております。

特に、議員から御指摘のありました35条の逐条解説等については、しっかり検討していかなきゃならんというふうを考えております。以上です。

○議長（西原 浩君） 以上で、7番木嶋悦寛議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時56分 休憩

午後 3時06分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、5番外山浩司議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

本日最後になりました。6番目です。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目、北方領土学習の取り組みについて。

2月7日に根室市総合文化会館で開会された北方領土の日根室管内住民大会で、北方四島の元島民や返還要求運動関係者ら約850人が鉢巻きを締め、昨年使わなかった島を返せと書かれたたすきをつけ、北方領土を返せと声を上げました。

根室市長が北方領土の早期解決に向けた志をさらに高く掲げ、管内の住民一丸で全国の先頭に立って、返還運動を強力に推進しようと呼びかけました。

その後、管内1市4町から10名の中学生が北方領土についての弁論発表を行いました。この数年、中学生の弁論を聞いていると、北方四島交流青少年訪問で島を訪れ、ホームビジットを通して同年代の子供や親の優しさに触れ、ロシア人を島から追い出すのはかわいそう、日本人と共同生活をするのができないだろうかという主張が多くなっています。

これでは、これからの返還を担っていく若い世代が、北方領土は日本固有の領土である、ロシアによって不法に占拠されているという歴史的事実認識から離れた理解につながっていく危惧を感じます。

そこで2点について、教育長の考えをお聞きします。

1点目、中学校の現行の学習指導要領と新学習指導要領では、領土問題の指導内容はそれぞれどのようになっているか、お聞きいたします。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） この御質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

中学校学習指導要領において、領土問題の指導内容については、全て社会科の中で取り扱われております。現行の学習指導要領では、社会科地理分野、領域と特性と変化、この

中で北方領土が我が国固有の領土であること、現在、ロシアによって不法に占拠されていることなど、我が国の領域をめぐる問題に着目させるようにすることとしております。

また、令和3年度から実施されます中学校の新学習指導要領の中では、社会科地理分野、我が国の領域の範囲や変化とその特色、この中で北方領土が我が国の固有の領土であること、現在、ロシアによって不法に占拠されていることなど、我が国の領域をめぐる問題を取り上げ、領土の範囲等について確実に理解させること、社会科歴史的分野の近代の日本と世界、この中で北方領土問題と絡めて、領土の画定について、我が国の立場が歴史的にはもちろんのこと、国際法上も正当であることを理解させるよう指導すること、社会科公民的分野の国際社会の諸問題の中で、我が国の固有の領土である北方領土に関し、残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力をしていることを取り上げることにしております。

現行の学習指導要領では地理でのみの明記でしたが、それと比べ、新学習指導要領では、幅広い分野で一歩踏み込んだ指導内容というふうになっております。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

より幅広い分野で指導していくということですね、なっているということを理解しました。この北方領土問題については、1年前にですね、色丹に行ったときに同席していた老人の方が、十勝の方でしたけれども、学校では北方領土の勉強をしているんですか、全道的にはどうなんですかって質問を受けて、根室管内、前年度お聞きしたら別海町はですね、小学校、中学校ともに要領にのっとって、またいろいろな工夫をしながらやっていますよという実態で、自分も昨年中央小学校ですとか、中春別小学校で参加したんですけども、まさにそのとおりですね、実践がされて子供たちには指導が伝わっていました。

たまたま、今年の広報2月号でもですね、町のほうで取り上げてこう書いてありましたし、役場正面の前にもですね、垂れ幕に掲示されて、垂れ幕には島返還、4島をですね、島の返還、あなたの声と力ですと掲示されて、学校ではそれぞれ、町としても町民の喚起ということですね、北方領土返還について働きかけがされているなどそういうに思っております。

それを受けてですね、2番の質問なんですけど、社会科の授業では領土問題を正しく指導されていて、弁論指導担当になる主に国語教諭との理解の違いから、生徒間に理解の差が生じているのではないかと思います。

領土問題の職員への指導はどのように行われているかお聞きします。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） こちらの御質問についても、私のほうからお答えいたします。

児童生徒がホームビジット等を通じて、ロシアの人を島から追い出すのはかわいそう、また日本人と共同生活をするのができないかという想いを持つことが領土問題を理解していないということに端的につながるかは、これは不明なところではありますが、御質問にあるとおり、中学校では領土問題について直接扱うのは社会科であり、弁論の指導を担当するのは、本町では国語科の教員であるケースが多いことは確かです。

国語科教員を含めた学校教職員のみならず、国民一人一人が、我が国の領土について正

しく理解することは極めて重要であり、そのことが領土問題の解決につながるというふう  
に考えております。

これまで領土問題について、学校の教職員を対象に指導は行っていませんが、生徒間、  
学校間で理解の差が生じないように、領土問題の基本である我が国の固有の領土であるこ  
と、現在、不法に占拠されていること、平和的な方法で解決に向けて努力していること等  
について、校長会議、教頭会議等を通して各校へ確認をしていきたいというふうを考えて  
います。

また、来年度から小学校を皮切りに本格実施をされます新学習指導要領では、教育活動  
全般について、校長のリーダーシップのもと教科等の縦割りや学年を超えて、学校全体で  
取り組むこと、教科等横断的な視点で教育課程を編成すること等が必要というふうになり  
ます。国語科と社会科の連携等についても、学校教育指導訪問等を通じて周知、啓発をし  
てまいります。さらに、来年度、調査、研究、作成を進める本町独自の社会科副読本につ  
いても、領土問題を取り上げるなど、本町の将来を担う子どもたちが、北方領土について  
正しい知識と理解を深めることができるよう取り組んでまいりたいというふうを考えてお  
ります。以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） 周知徹底をしていくということですので、啓発をしていくとい  
うことでよろしくをお願いします。

ただ、たまたま、この5年間でずっと行く機会が、町内会の役員として行っていたんで  
すけども、その中でですね、前年度の審査委員長の方が講評の中でですね、審査委員長、  
審査員なんですけども、管内の北方領土に携わっていた校長先生なんですけども、そのと  
きに去年はですね、だんだん主張が共存的になってきて、歴史的事実をきちんと理解して  
ほしいと引率の先生にお願いしたいと去年述べたんですね。それで実際、今年の2月に大  
会を開いたときには、10人中8人がですね、このようなかわいそうとかですね、向こう  
も住んでいるんだから追い出すことになる、それはいかなものかという内容が多  
かったんですね。

それはそれとして、さっき端的につながるかっていう指摘もありましたけれども、学校  
現場としては、そのとおりに理解したことを体験していく、知識を持っていて、実際体験し  
てみて、それが変容するということだから、素晴らしい教育的な効果だと思うんですよ。

一方、自分は地域の住民の立場でですね、行った中でいろいろな方から、先生どうなん  
ですかね、私たちは島を命からがら逃げてきたと、そういう事実があると、経済的にも向  
こうでは裕福だったけども、本土に渡って本当に苦しい生活をしてきたんだと、自分の思  
うようなこともできなかったんだと、そして最後のほうには、80歳自分は生きてるうち  
に何とか向こうの島で死にたいと、本当に苦悩を持っている、そういう方々もいるん  
ですよ。そこで学校教育では、域は達しないと思うんですね、今以上のことは。今部長から  
説明あったと思いますが、それ以上やるとですね、今の子どもたち素晴らしい実績だと思  
うんですけども、ところが住民の中、島民の中には今のような考えを持っている方がい  
ると、そういう点で難しいと思うんですけども、この辺、ジレンマとかが出てくるわけ  
なんですけど、突然ですが、教育長そのことについてどのようにお考えでしょうか、伺い  
ます。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをさせていただきます。

先ほど部長のほうも申し上げましたが、学習指導要領の指導内容に基づいて、元島民の方の思いに寄り添いながら、生徒、児童の知識と理解を深めてまいりたいと、もっと端的に申し上げますと、将来子供たちが大人になったときに、時代や環境に即した考え方ができるように、領土に関する歴史や元島民の生の声、これを学べる機会を増やすということが非常に重要ではないかというふうに考えておりますので、この点については、少し調査研究していかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） まさにそのとおりだと思うんですね。その時代に応じたですね、内容で自己判断をしていくと、ただ今ありました、前回のときも出たんですけど、やっぱり別海町の語り部さんというのがだんだん減ってきてですね、そういう問題も前回副町長さんとか答弁いただいてですね、今後養成ということもありまして、今、それは千島連盟の管轄なんですけれども、現場としてはなかなか少なくなっている、高齢に伴ってですね、他町からも来ていただいたりもしていますけれども、その辺りが課題とおっしゃいましたので、その辺りを進めて、なおかつ理解の方にですね、進んでいただければと思います。

続いて、2問目の質問に入ります。

2点目、道路標識及び案内看板の撤去及び修繕の対応について。

町内には多くの看板や標識があり、町民や旅行者など対して目的地、通過地までの方向や距離など、道路上の位置を示し、交通上の注意喚起を促しています。

しかし、表記と事実とが異なってからも、長年そのまま残っている看板などがあります。

特に、閉校した学校関係が多く、平成20年3月に閉校した光進小中学校の看板は、11年が経過しても国道に立ったままです。美原小学校と美原へき地保育園の案内看板も、町道に立てられたまま10年が経過しました。

また、道路標識の中には、紫外線で色に変色し、見えづらいものもあります。旅行者への交通安全面が危惧される実態です。

以上の問題意識から、3点について町長の考えをお聞きします。

1点目、実態に合っていない内容は、国や道などの関係機関へ働きかけるほか、町道付近に関しては、町がそれぞれ撤去や修正の対応をすることが必要であると考えますが、見解を伺います。

○建設水道部長（山岸英一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（山岸英一君） この件につきまして、私のほうから回答させていただきます。

町内にある道路標識の中には、実態に合っていない表示があることを認識しております。

町としても、国や道が設置した道路標識の中で実態に合っていない表示があるものについて、閉校等の情報提供を行い、訂正及び撤去等の対応に向け要請していきます。また、町道に設置されている道路標識についても、町内全域の実態調査を進めており、見えにくさや損傷が著しいものから予算の範囲内で順次更新していく予定でございます。以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5 番外山議員。

○5 番（外山浩司君） はい。

今回ですね、口頭で今言いましたので、資料として写真を撮ってきて、それを掲示しながら皆さんに確認していただきたいと。議長の許可を得ていますので、掲示したいと思うのですが、これ243号線ですね、弟子屈に行く方なんですけれども、これみんな通るときにあることに気づかれているかと思うんですけども、これが11年ですね、今年12年目になると、矢印がついてですね、そしてこの標識なんですけれども、標識にはちょっと見えづらいですけど、光進小中学校0.5キロメートルと、これは道道951線の泉川線のところにある、ちょっとこれについて、町民の方からも、先生それ、そろそろあれですよ、これなんか目につくからどうなんですかねっていう、こうちょっと相談を受けたものですから今回やっているんですけども、同じようなのが美原小学校、美原保育園ですね。そして、同じく道路標識にも、尾岱沼方面、別海市街、美原小学校、これは久末さんのところあるんですけども、このようなものがあつたということですね。

あと色関係では、（写真を見て）これ黄色ですから色によってこう、いろいろこうあるらしいですね、赤は危険ですよ、いや禁止か、赤は禁止、黄色は危険ですよって、黄色の看板でここに出ている。ところが制限するなり、黄色どころか真っ白、このような状況になっているところもあるということで、今お願いしたところですけども、今部長のほうですね、要請対応をしていくということでありましたので、そこは確認されましたので、次（2）の方に入っていきます。

旧別海中学校周辺道路にある通学路の看板や旧光進小中学校前の壊れかけた看板など、閉校した学校周辺の環境整備などは、どの機関が撤去や修理を行うか伺います。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） それでは、この質問は私からお答えいたします。

旧別海中学校周辺道路の通学路の看板につきましては、道路の管理者である釧路開発建設部根室道路事務所が設置した警戒標識であり、撤去や修理については、道路管理者が行うことを確認いたしました。この標識については今後撤去に向けて道路管理者と協議を進めてまいります。

また、旧光進小中学校前の看板については、光進会館付近に設置をされているもので、光進小中学校閉校事業により、平成19年に光進小中学校閉校事業協賛会が設置したものであることを確認いたしました。撤去や修理につきましては、本協賛会が行うこととなりますが、現在は活動していないというふうに考えられますので、老朽化した看板が周辺へ危険を及ぼすことがないよう、対応について地域と協議を進めていきたいというふうに考えております。

また、同じような場所にですね、四つほどあります、飛び出し注意の交通安全看板については、設置と管理を別海町交通安全協会泉川分会が行っていることを確認しており、撤去等に関する協議は、町の防災交通課が連絡をとり行うこととしております。なお、教育財産として管理している閉校した学校の環境整備につきましては、教育委員会が行っており、学校の周辺はそれぞれの土地所有者や管理者が行っております。以上です。

○5 番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5 番外山議員。

○5 番（外山浩司君） はい。

この写真提示したいと思うんですけども、これが閉校したときにですね、光進小中学校前の看板なんですけども、ビリビリと破れている、今町内会に働きかけているという答弁をもらいました。確認できましたので、あと飛び出し注意ですね、こういうふうに残ってですね、これかわいいからかもしれないんですけどもとは、本来の目的とですね、やっぱり違うということ、これは違うか、これはですね、町内会ということで、また、標識については釧路開発建設部ということでありましたので共通認識できましたので、そのようにお願いしたいと思います。

続いて、最後になります。3点目です。

街路灯やマンホールのふたに工夫を凝らしている町や、公共施設の案内看板を統一して景観づくりを進めている町もあります。景観づくりを意識することで、これまで述べた問題が放置されないのではないのでしょうか。

本町での景観づくりへ向けての考えを伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 景観につきましては、町の第7次別海町総合計画の中で大綱に、まちづくり景観と市街地活性化を掲げており、町内に点在する市街地整備を推進することとしています。あわせて各地域の皆様の意見を伺いながら、それぞれ特色を持った景観を形成していくことが望ましいと考えております。

また、牧歌的な別海らしい風景は、産業とも密接な関係がありますので、基幹産業の振興や後継者対策を進めることで、別海らしい町並みが守られていく、さらには桜並木の整備や植樹活動、清掃活動などを長年取り組まれている団体などもたくさんございます。そういった団体の活動をしっかりと支援し、協働による景観づくりが町民の意識を高めていくことにつながっていくと思いますので、そういうことに努めてまいりたいと考えております。以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

牧歌的な別海らしい風景をそのまま残したいということで、危惧されるのは日本全国的にですね、ソーラーがだんだんだんだん立ち並んでですね、別海高校と郊楽苑の下あたりですね、あそこもう建ってしまっ、かつて高校で借りて使用していたんですけど、個人の土地になるとですね、なかなか難しいんですけども、その牧歌的になってというのが、別海町の中でもだんだん薄れてきているのかなという気がしますし、また、花のことでですけど、各地域でですね、町内会中心ですとか地域ネットづくりという形ですけど、これ行っている地域があるんですが、本町については、少しか対応が弱いのではないかなと聞いたりもするんですね、そこは管轄外なんですけども。

ですので、景観としては、建物だとかいろいろ商店街などありますし、もっと身近な本当に花壇だとかですね、そういうものがあるんですけども、今部長からもありましたけども、町の景観と市街地活性化ということですので、それを推進していただきたいと思います。今回またですね、自分がいいなと思ったのは、中央中学校の看板なんです。

以前は真っ白で、四隅を針金で引っ張ってたと思うんですけども、それが数年前からですね、この表示（写真を見せている）、これは今後、各学校をつくるときに統一されて、そうすればいいなというふうに思いますし、この矢印もあり、こういういいものもあるん

だなと思いました。

北方領土の看板はどこにでもありますけれども、これなんかも可愛らしいなと思ってですね、撮ってきたんですけども、ですから担当者の考えというか、その担当しているからではなくて、学校関係ではどこどこって感じですね、それをトータル的にやっていって、美幌あたりは町としてこう景観条例つくってですね、こうやっている、やっているみたいですけども、本町は答弁のありました第7次で取り組んでいくことになっていますので、それを推進してですね、そういうことが横のつながりですね、共同体にもなっていくということではないかと思しますので、それぞれ進んで行けたらなと思ってお願いしたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、5番外山浩司議員の一般質問を終わります。  
これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

なお、明日も午前10時から一般質問を行いますので、御参集願います。

皆さん御苦勞様でした。

散会 午後 3時35分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員